

豊郷町

第4次 障がい者基本計画

第7期 障がい福祉計画

第3期 障がい児福祉計画

令和6（2024）年3月

豊 郷 町

目次

第 1 部 総 論	1
第 1 章 計画の策定にあたって.....	2
1. 計画策定の背景と趣旨.....	2
2. 計画の位置づけ.....	4
3. 計画の期間.....	4
第 2 章 障がいのある人を取り巻く現状.....	5
1. 障がいのある人の推移.....	5
2. アンケート調査結果の概要.....	11
3. 団体ヒアリング調査結果の概要.....	21
4. 湖東地域障害者自立支援協議会における意見.....	22
第 2 部 豊郷町第 4 次障がい者基本計画	23
第 1 章 計画の基本的な考え方.....	24
1. 基本理念.....	24
2. 基本方針.....	24
3. 重点課題.....	26
4. 施策体系.....	34
第 2 章 障がい者施策の推進.....	35
1. とともに理解し合い、支え合うための広報・啓発の推進.....	35
2. 住み慣れた地域で自立して生活できる支援の充実.....	37
3. 自分らしくいきいきと育つ療育・教育体制の充実.....	43
4. 社会参加の促進.....	46
5. 安心して快適に暮らせる基盤づくりの促進.....	49
第 3 部 第 7 期障がい福祉計画 第 3 期障がい児福祉計画	55
第 1 章 計画の基本的な考え方.....	56
1. 障がい福祉サービスの提供についての考え方.....	56
第 2 章 本計画期間中の成果目標.....	57
1. 令和 5（2023）年度までの達成状況.....	57
2. 令和 8（2026）年度末までの目標設定.....	60
第 3 章 本計画における見込量と整備方針.....	66
1. 障がい福祉サービス.....	66
2. 地域生活支援事業の実績と見込量.....	75
3. 障がい児福祉サービスの実績と見込量.....	85
4. 町独自の事業.....	88
5. 県からの受託事業.....	89
第 4 章 計画の推進にあたって.....	90
1. 計画の総合的な推進体制.....	90
2. 計画の進行管理.....	91
資料編	93
1. 用語集.....	94
2. 豊郷町障害福祉計画等策定委員会設置要綱.....	96
3. 策定経過.....	98
4. 豊郷町障害福祉計画等策定委員会委員名簿.....	99

第 1 部

総 論

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

豊郷町（以下、「本町」という。）では、平成 30（2018）年3月に「第3次障がい者基本計画 第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画」を策定し、「だれもがいきいき、豊かに暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念に、障がい者施策を進めてきました。また、令和3（2021）年3月に「第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画」を策定し、必要とされる障がい福祉サービスの充実を図ってきました。

この間、国では、平成 28（2016）年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行（令和3（2021）年6月に一部改正法が公布）され、「障害者の雇用の促進等に関する法律」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が一部改正されるなどの法整備が進められており、「障害者基本法*」に基づく「第5次障害者基本計画」が令和5（2023）年度から5年間の計画として示されています。また、平成 30（2018）年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、令和元（2019）年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されるなど、障がいのある人を取り巻く環境及び施策は大きく変化しています。

県では、令和5（2023）年度に「滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語等による意思疎通等の促進に関する条例」が制定され、すべての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現することを目指しています。

こうした状況を踏まえ、「豊郷町第4次障がい者基本計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画」（以下、本計画という。）を策定します。

■障がい福祉施策にかかる主な関連法令の動向

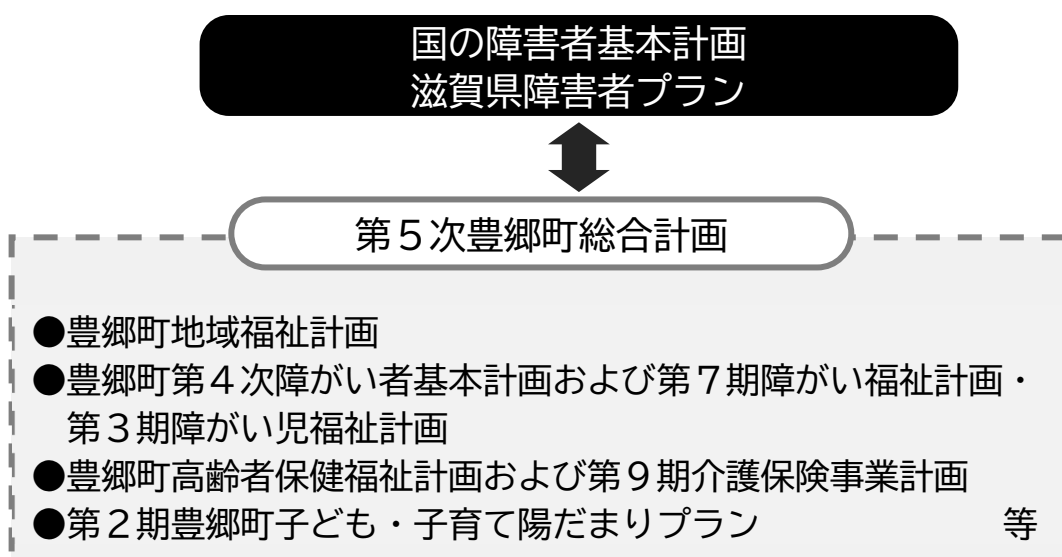
年	主な動き
平成 27 年 (2015)	○「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」の施行 ・医療費助成の対象疾病の拡大 等
平成 28 年 (2016)	○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行 ・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取組 等 ○「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の一部を改正する法律」の施行（一部を除く） ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 ○「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 ○「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30 年 (2018)	○「障害者基本計画（第4次）」策定 ○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（一部平成 28 年 6 月施行） ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 ○「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」の施行 ・障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等
令和元年 (2019)	○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の施行 ○滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の施行
令和 2 年 (2020)	○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」の施行（一部令和元年 6 月、9 月施行） ・障害者の短時間雇用に対する特例給付金の支給、障害者雇用に対する優良事業者の認定制度の創設 等
令和 3 年 (2021)	○「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」の施行
令和 4 年 (2022)	○「障害者による情報の取得及び利用に意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」の施行 ・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進 等
令和 5 年 (2023)	○「障害者基本計画（第5次）」策定

2. 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に基づく「第 4 次障がい者基本計画」と、「障害者総合支援法*」第 88 条に基づく「第 7 期障がい福祉計画」、「児童福祉法」第 33 条 20 に基づく「第 3 期障がい児福祉計画」の 3 つの計画を一体的に策定するものです。「第 7 期障がい福祉計画」並びに「第 3 期障がい児福祉計画」については、障がい福祉サービス等の提供の目標値を掲載します。

計画の内容については国の「第 5 次障害者基本計画」及び県の「滋賀県障害者プラン 2021」、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」等の計画及び条例等を踏まえたものとしします。

また、本計画は「第 5 次豊郷町総合計画」を上位計画とするとともに、「豊郷町地域福祉計画」や「豊郷町高齢者保健福祉計画および第 9 期介護保険事業計画」、「第 2 期豊郷町子ども・子育て陽だまりプラン」等との整合性にも視点を置きながら、総合的な施策の展開を推進します。



3. 計画の期間

「豊郷町第 4 次障がい者基本計画」の計画期間は、令和 6（2024）年度から令和 11（2029）年度までの 6 年間です。「豊郷町第 7 期障がい福祉計画および第 3 期障がい児福祉計画」の計画期間は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間です。

年度	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
障がい者計画	豊郷町第 4 次障がい者基本計画（令和 6～11 年度）					
障がい福祉計画	第 7 期（令和 6～8 年度）			第 8 期（令和 9～11 年度）		
障がい児福祉計画	第 3 期（令和 6～8 年度）			第 4 期（令和 9～11 年度）		

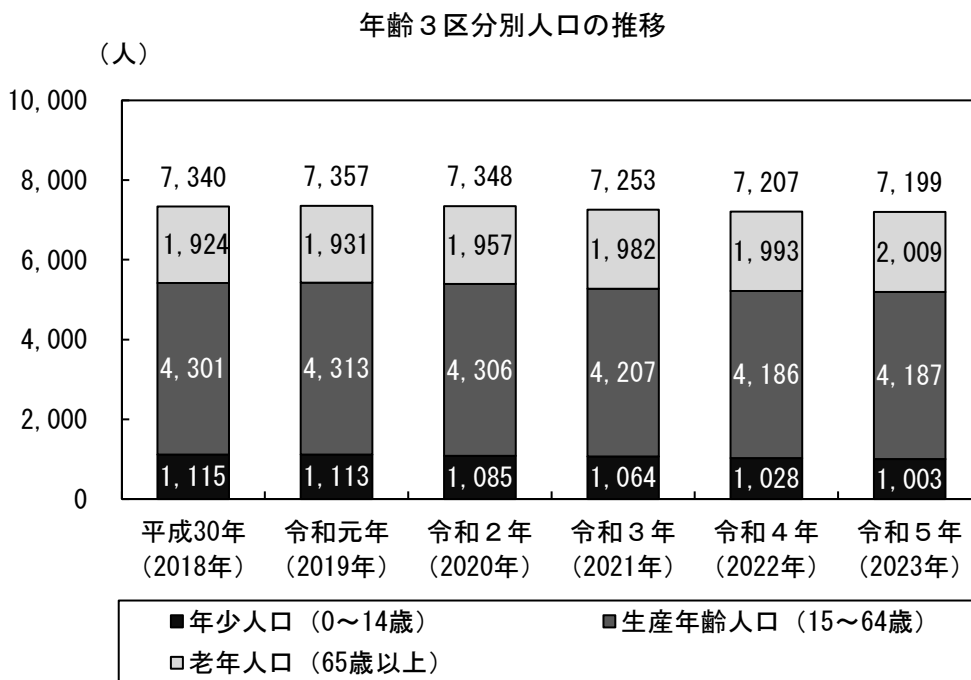
第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1. 障がいのある人の推移

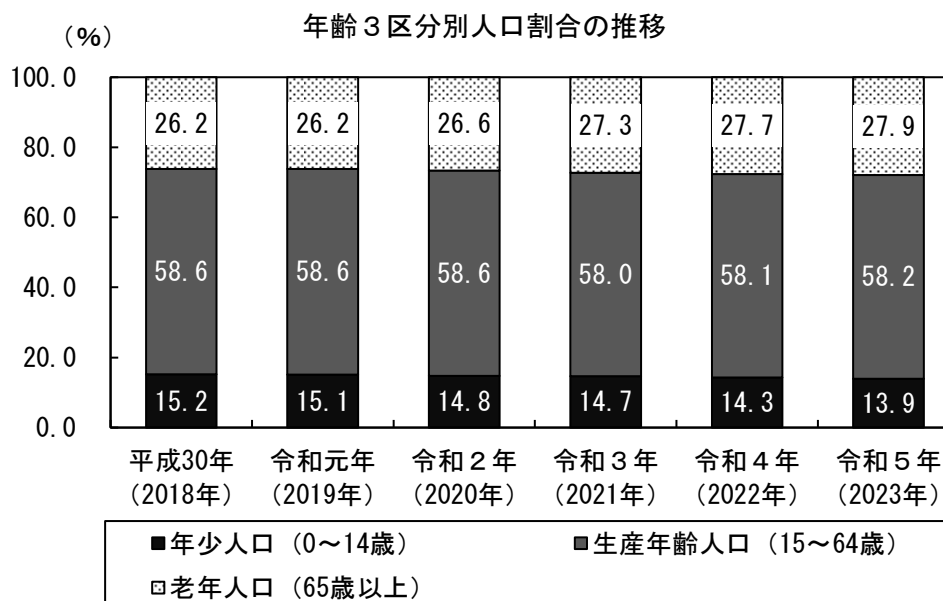
(1) 人口・世帯数の推移

本町の年齢3区分別人口推移をみると、総人口は令和元（2019）年以降、減少傾向にあり、令和5（2023）年は7,199人となっています。

65歳以上の老年人口は平成30（2018）年以降、増加傾向にあるものの、14歳以下の年少人口は減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）



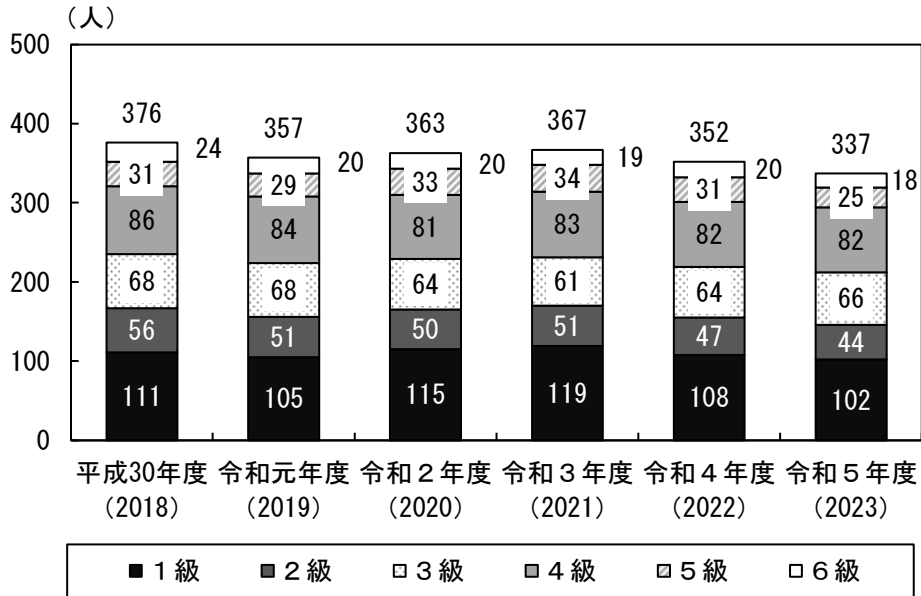
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種別）

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成 30（2018）年度以降、増減を繰り返しながら推移しており、令和 5（2023）年度は 337 人となっています。

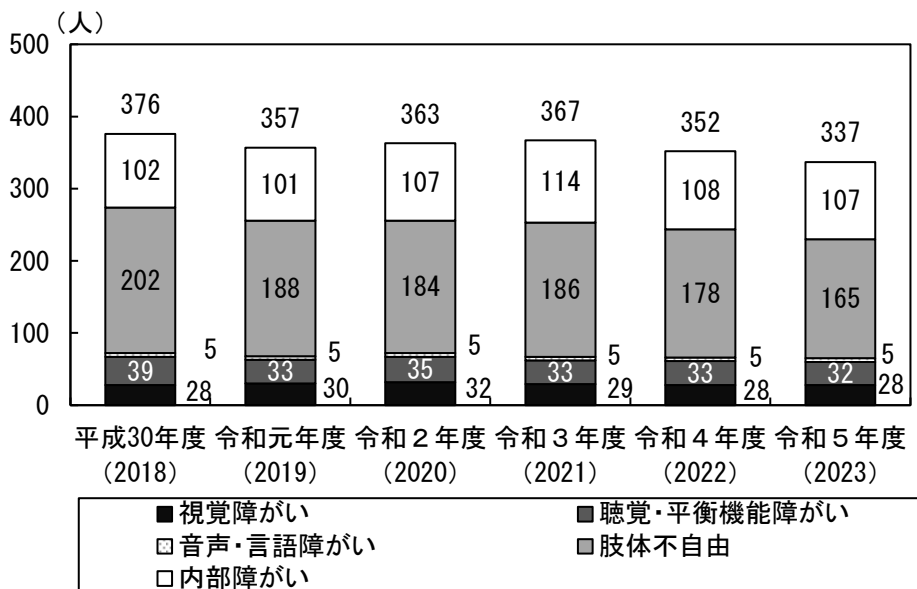
等級別身体障害者手帳所持者数が最も高いのは、各年度「1 級」となっており、障がい種別身体障害者手帳所持者数が最も高いのは、各年度「肢体不自由」となっています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移

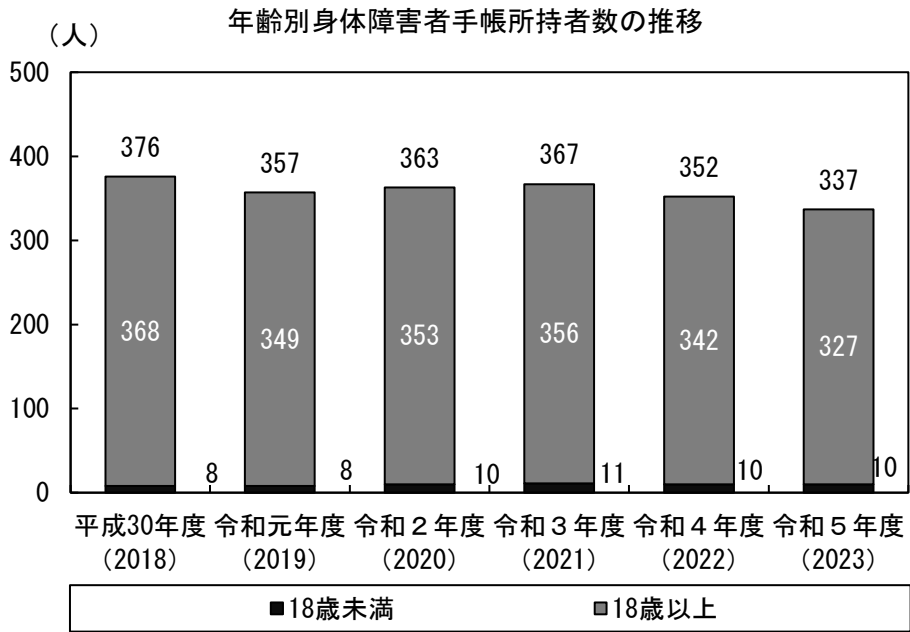


資料：豊郷町保健福祉課

障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移



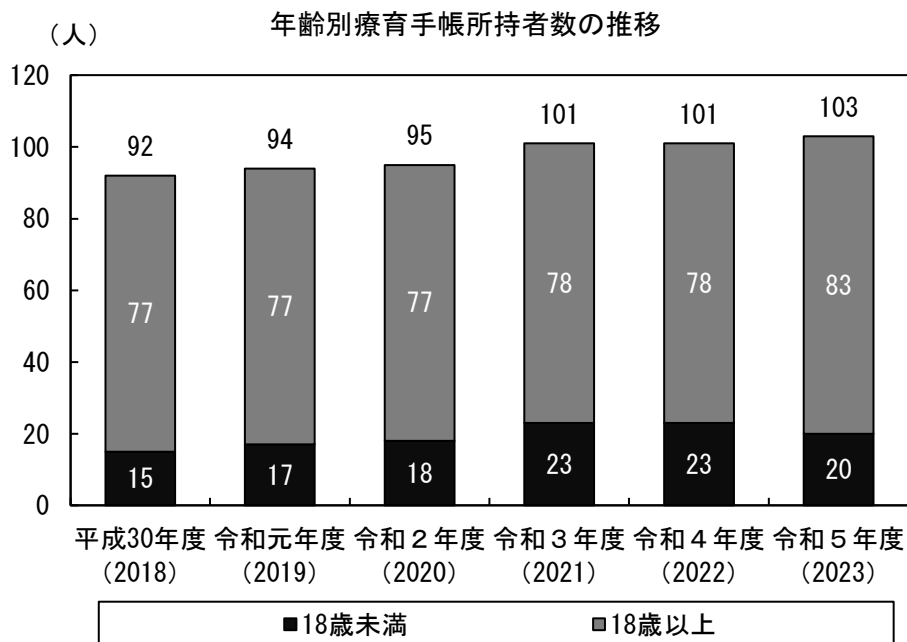
資料：豊郷町保健福祉課



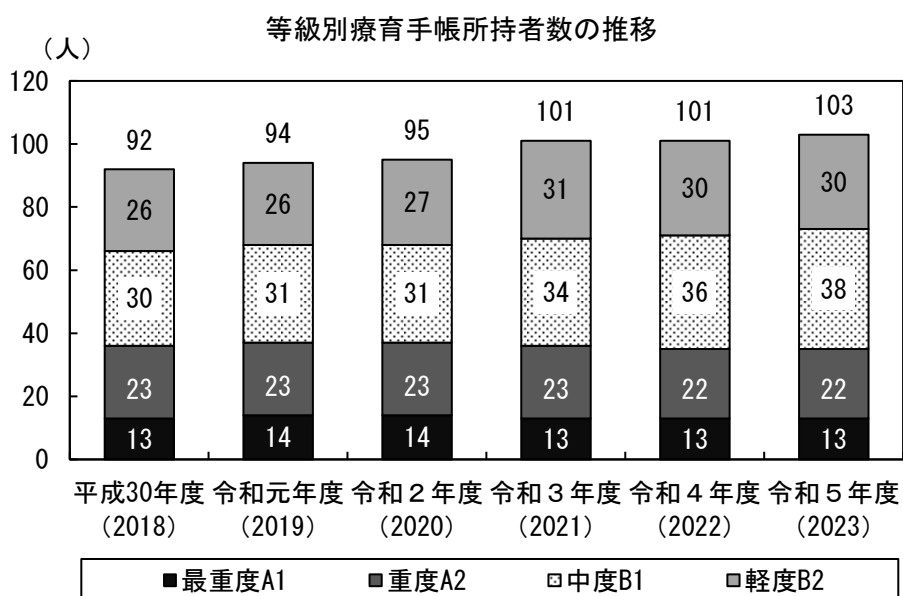
資料：豊郷町保健福祉課

(3) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、平成 30（2018）年度以降、増加傾向にあり、令和 5 年度（2023 年度）は 103 人となっています。等級別療育手帳所持者数は令和 4（2022）年度と比較すると、「中度 B1」の手帳所持者数が増えています。



資料：豊郷町保健福祉課

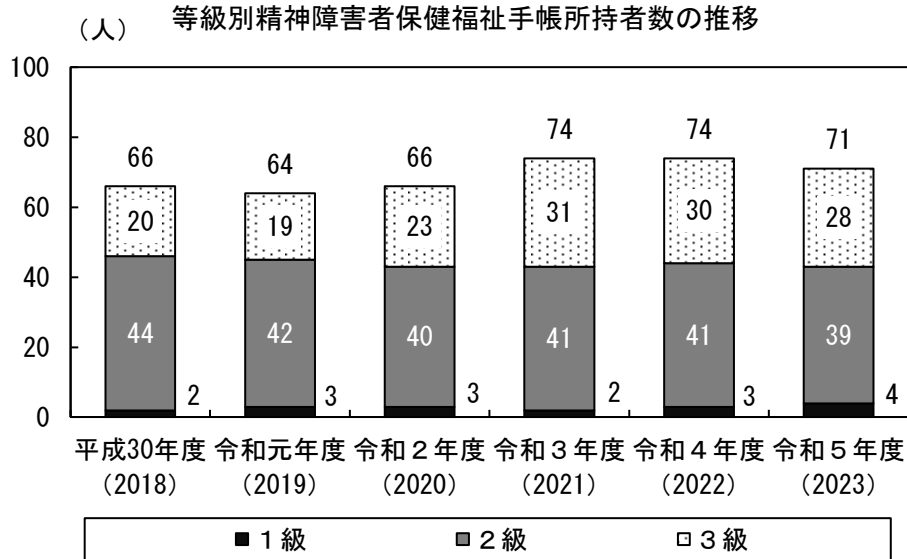


資料：豊郷町保健福祉課

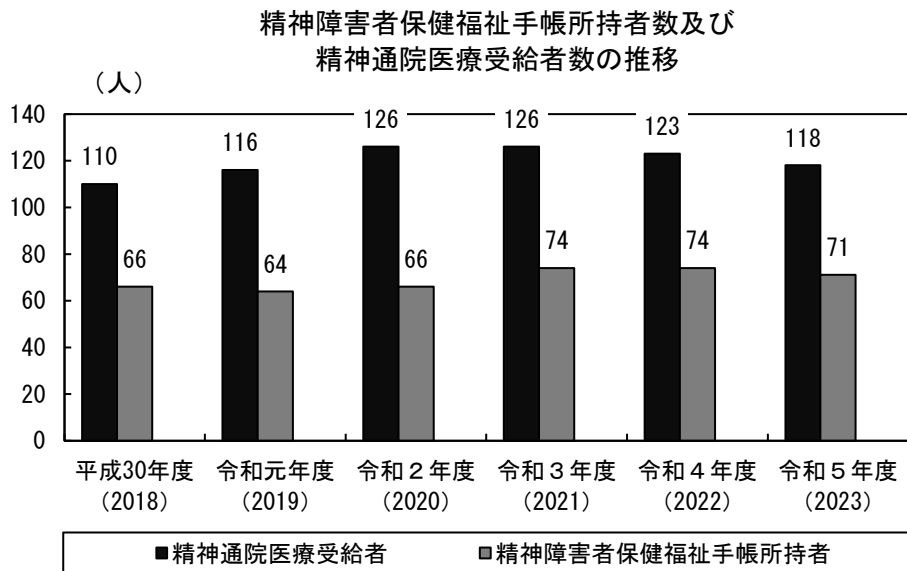
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数・精神通院医療受給者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和元（2019）年度以降、増加傾向で推移していましたが、令和4（2022）年度の74人と比較し、令和5（2023）年度は71人と減少に転じています。

精神通院医療受給者数は令和3（2021）年度まで増加傾向で推移していましたが、令和4（2022）年度以降は減少傾向にあります。



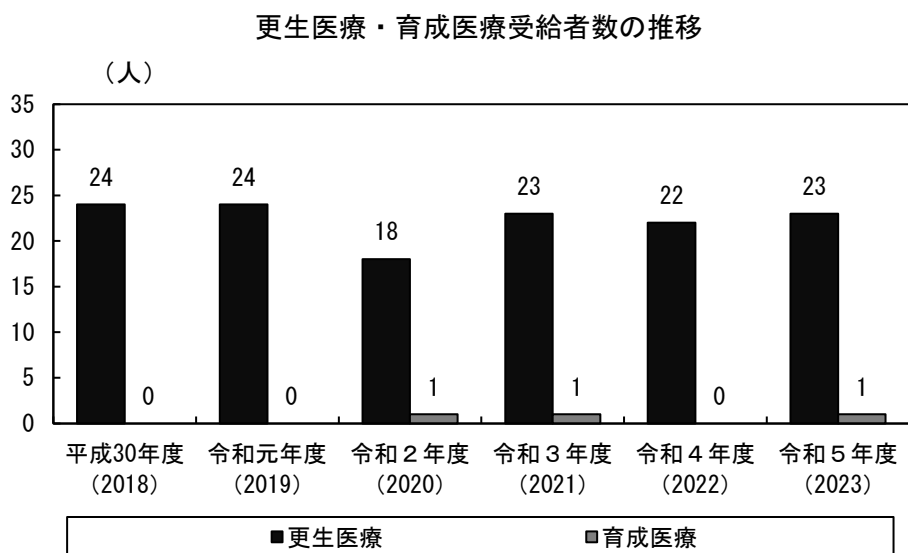
資料：豊郷町保健福祉課



資料：豊郷町保健福祉課

(5) 自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者数の推移

更生医療受給者数と育成医療受給者数は、平成 30（2018）年度以降、増減を繰り返しながら推移しており、令和 5（2023）年度の更生医療受給者数は 23 人、育成医療受給者数は 1 人となっています。

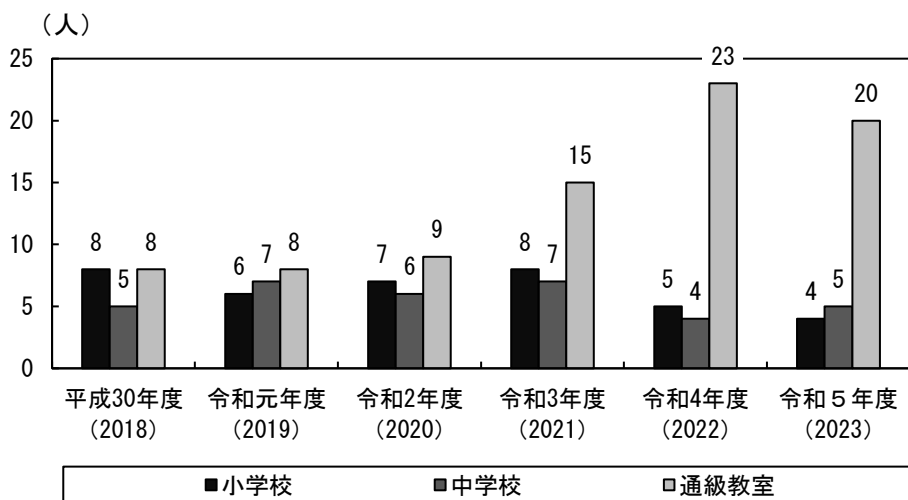


資料：豊郷町保健福祉課

(6) 障がいのある児童・生徒数の推移

令和 5（2023）年度の障がいのある児童・生徒数は、小学校で 4 人、中学校で 5 人となっています。平成 30（2018）年度以降、小学校と中学校の児童・生徒数はともに増減を繰り返しながら推移しています。

通級教室の児童・生徒数は令和元（2019）年度以降、増加傾向にありましたが、令和 5（2023）年度には 20 人と、令和 4（2022）年度の 23 人と比較し減少しています。



資料：豊郷町保健福祉課

2. アンケート調査結果の概要

(1) 調査の目的

本計画を策定するにあたり、住民のみなさまの生活や福祉サービスの利用状況及びご意見をおうかがいし、参考とさせていただくことを目的としてアンケート調査を実施しました。

(2) 調査概要

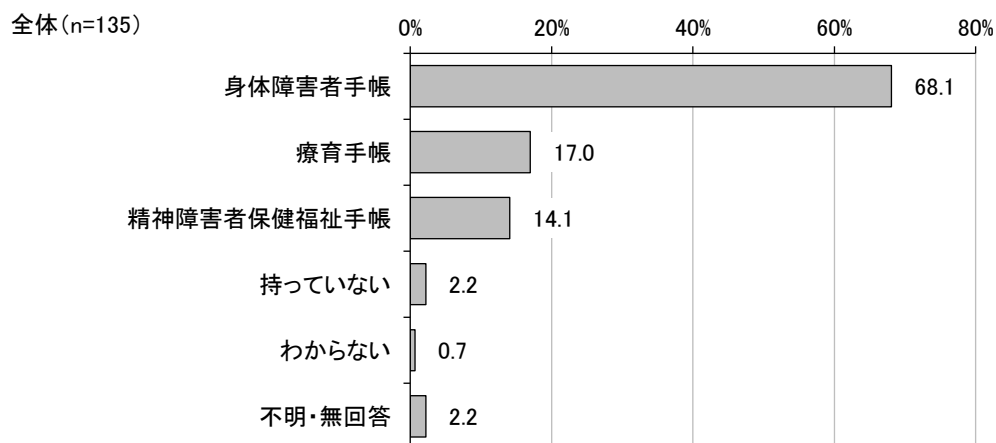
- 調査対象者：豊郷町内在住の障害者手帳をお持ちの方（無作為抽出）
- 調査期間：令和4（2022）年11月25日（金）～12月9日（金）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による本人記入方式

配布数	回収数	回収率
300件	135件	45.0%

(3) 調査結果

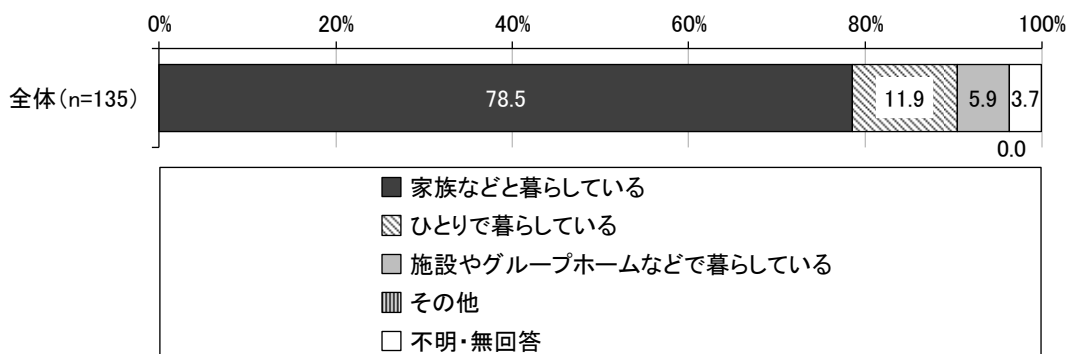
①手帳所持者の状況

所持障害者手帳についてみると、「身体障害者手帳」が68.1%、「療育手帳」が17.0%、「精神障害者保健福祉手帳」が14.1%となっています。



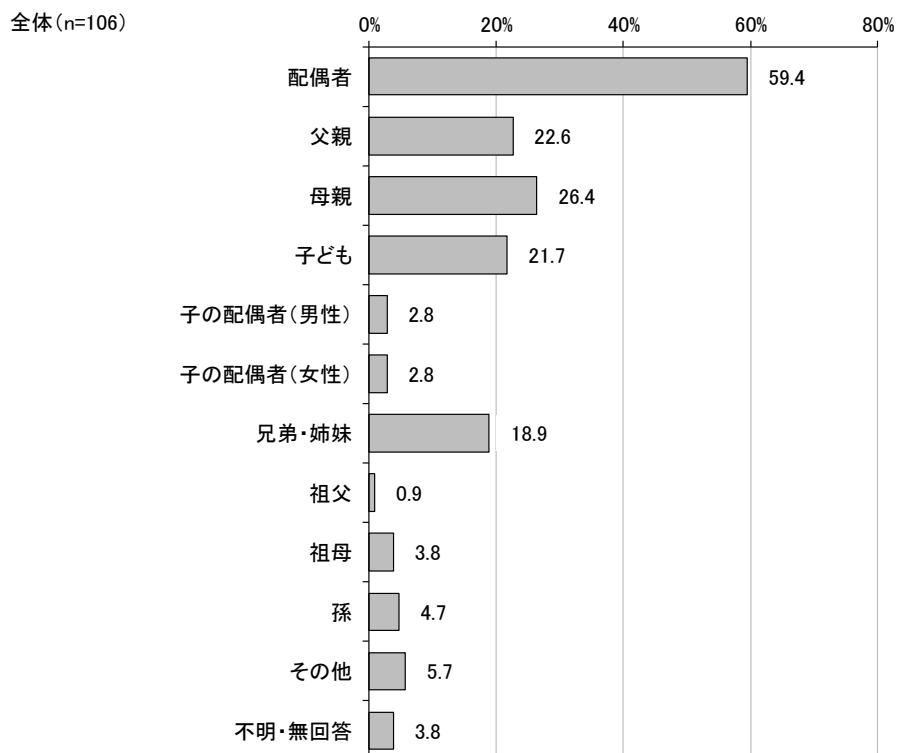
②「あなた」は、普段どなたと一緒に暮らしていますか

普段の暮らしの状況についてみると、「家族などと暮らしている」が78.5%と最も高く、次いで「ひとりで暮らしている」が11.9%となっています。



③家族構成

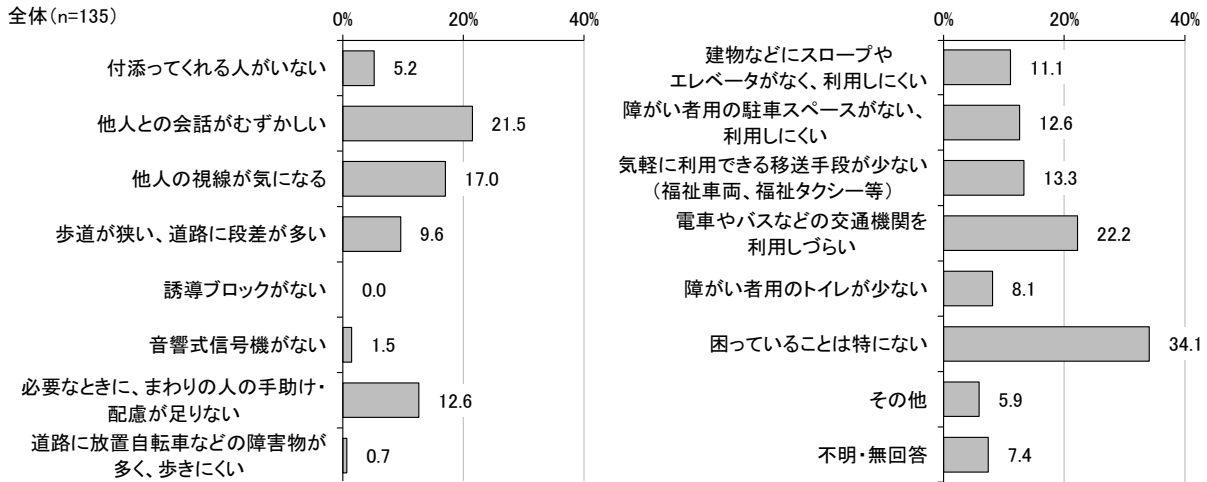
家族構成についてみると、「配偶者」が59.4%と最も高く、次いで「母親」が26.4%、「父親」が22.6%となっています。



④「あなた」が外出について困ることは何ですか

外出で困ることについてみると、「困っていることは特にない」が34.1%と最も高く、次いで「電車やバスなどの交通機関を利用しづらい」が22.2%となっています。

所持手帳別にみると、身体では「困っていることは特にない」、療育では「他人との会話が難しい」、精神では「他人の視線が気になる」が最も高くなっています。



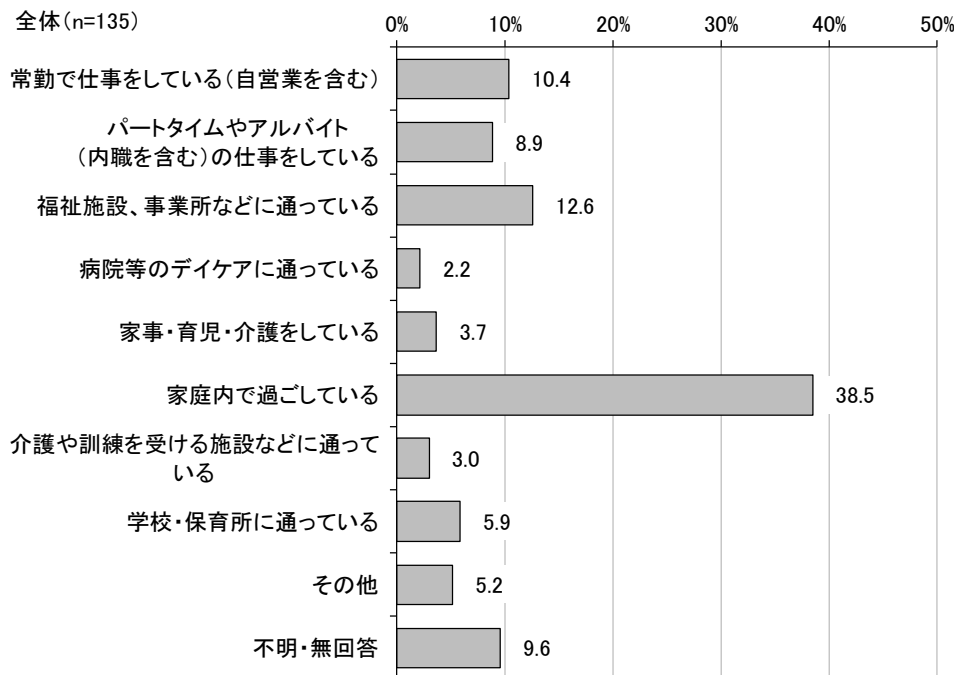
上段: 件数 下段: %	合計	付添って くれる人が いない	他人との 会話が むずかしい	他人の視線 が気になる	歩道が狭 い、道路に段 差が多い	誘導ブロック がない	音響式 信号機 がない	必要なとき に、まわりの 人の手助け・ 配慮が足り ない	道路に放置 自転車など の障害物が 多く、歩き にくい
全体	135 100.0	7 5.2	29 21.5	23 17.0	13 9.6	0 0.0	2 1.5	17 12.6	1 0.7
身体	92 100.0	4 4.3	12 13.0	9 9.8	10 10.9	0 0.0	1 1.1	11 12.0	1 1.1
療育	23 100.0	2 8.7	13 56.5	7 30.4	2 8.7	0 0.0	2 8.7	5 21.7	0 0.0
精神	19 100.0	1 5.3	5 26.3	9 47.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 10.5	0 0.0

上段: 件数 下段: %	合計	建物などに スロープや エレベータが なく、利用し にくい	障がい者用 の駐車ス ペースがな い、利用し にくい	気軽に利用 できる移送 手段が少な い(福祉車 両、福祉タ クシー等)	電車やバス などの交通 機関を利用し づらい	障がい者用 のトイレが 少ない	困って いることは 特にない	その他	不明・無回答
全体	135 100.0	15 11.1	17 12.6	18 13.3	30 22.2	11 8.1	46 34.1	8 5.9	10 7.4
身体	92 100.0	13 14.1	17 18.5	14 15.2	17 18.5	10 10.9	35 38.0	6 6.5	7 7.6
療育	23 100.0	2 8.7	1 4.3	3 13.0	7 30.4	3 13.0	6 26.1	2 8.7	0 0.0
精神	19 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6 31.6	0 0.0	3 15.8	1 5.3	2 10.5

⑤「あなた」は、平日の日中の生活をどのように過ごされていますか

平日の日中の生活についてみると、「家庭内で過ごしている」が38.5%と最も高く、次いで「福祉施設、事業所などに通っている」が12.6%となっています。

所持手帳別にみると、身体・精神では「家庭内で過ごしている」、療育では「福祉施設、事業所などに通っている」が最も高くなっています。また、療育では「学校・保育所に通っている」が他と比べて高くなっています。



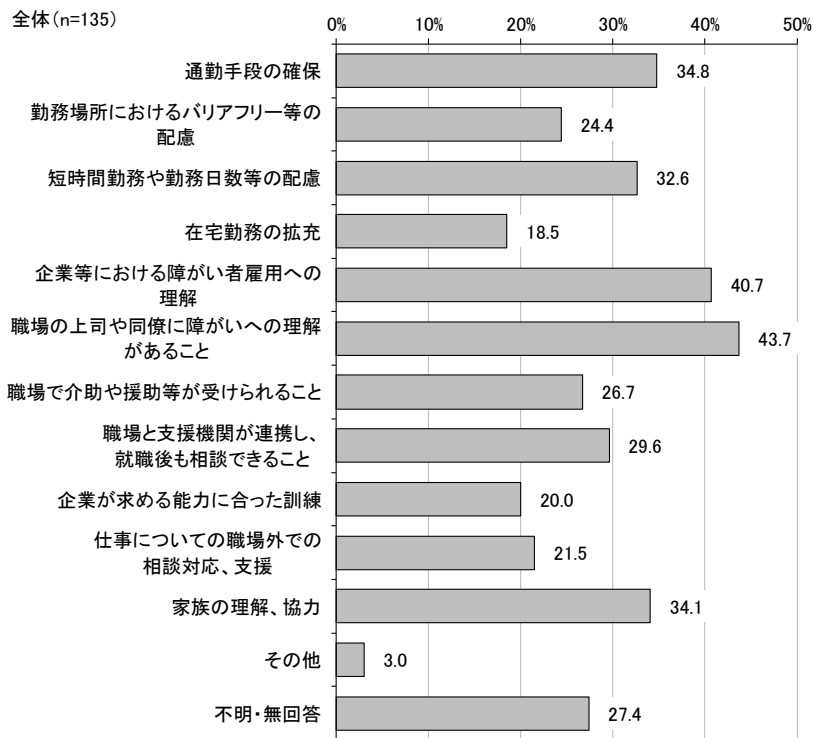
上段: 件数 下段: %	合計	常勤で仕事をしている(自営業を含む)	パートタイムやアルバイト(内職を含む)の仕事をしている	福祉施設、事業所などに通っている	病院等のデイケアに通っている	家事・育児・介護をしている
全体	135 100.0	14 10.4	12 8.9	17 12.6	3 2.2	5 3.7
身体	92 100.0	11 12.0	9 9.8	7 7.6	3 3.3	4 4.3
療育	23 100.0	2 8.7	1 4.3	8 34.8	0 0.0	0 0.0
精神	19 100.0	1 5.3	1 5.3	3 15.8	0 0.0	1 5.3

上段: 件数 下段: %	合計	家庭内で過ごしている	介護や訓練を受ける施設などに通っている	学校・保育所に通っている	その他	不明・無回答
全体	135 100.0	52 38.5	4 3.0	8 5.9	7 5.2	13 9.6
身体	92 100.0	39 42.4	3 3.3	2 2.2	5 5.4	9 9.8
療育	23 100.0	2 8.7	1 4.3	7 30.4	1 4.3	1 4.3
精神	19 100.0	9 47.4	0 0.0	0 0.0	1 5.3	3 15.8

⑥「あなた」は、障がいのある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか

障がいのある人の就労支援として必要だと思うことについてみると、「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」が43.7%と最も高く、次いで「企業等における障がい者雇用への理解」が40.7%となっています。

所持手帳別にみると、身体では「企業等における障がい者雇用への理解」、療育・精神では「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」が最も高くなっています。また、療育では「職場と支援機関が連携し、就職後も相談できること」が他と比べて高くなっています。



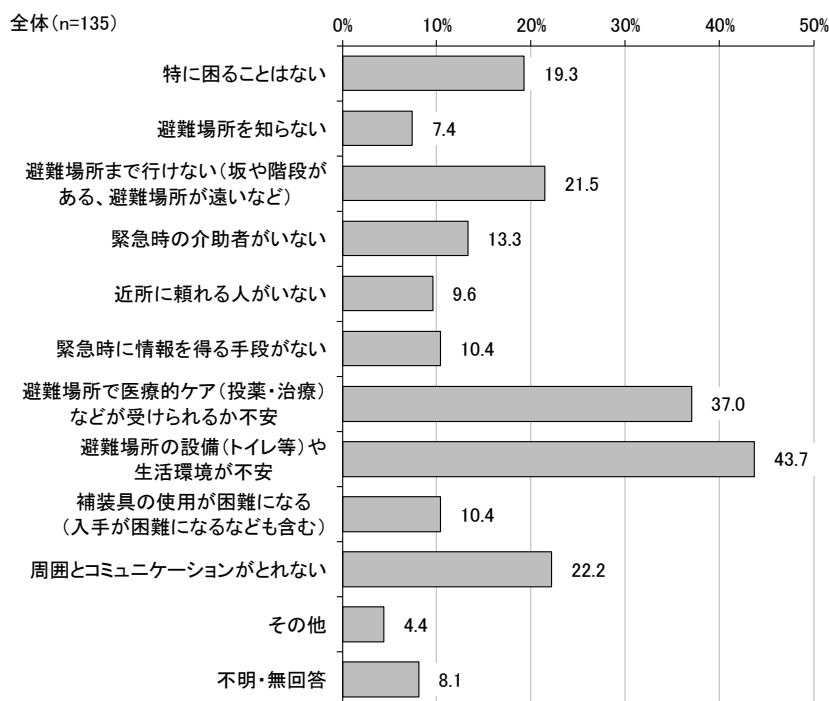
上段:件数 下段:%	合計	通勤手段の確保	勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	短時間勤務や勤務日数等の配慮	在宅勤務の拡充	企業等における障がい者雇用への理解	職場の上司や同僚に障がいへの理解があること	職場で介助や援助等が受けられること
全体	135 100.0	47 34.8	33 24.4	44 32.6	25 18.5	55 40.7	59 43.7	36 26.7
身体	92 100.0	29 31.5	27 29.3	29 31.5	15 16.3	34 37.0	33 35.9	21 22.8
療育	23 100.0	13 56.5	4 17.4	8 34.8	5 21.7	10 43.5	15 65.2	11 47.8
精神	19 100.0	4 21.1	2 10.5	6 31.6	4 21.1	9 47.4	10 52.6	6 31.6

上段:件数 下段:%	合計	職場と支援機関が連携し、就職後も相談できること	企業が求める能力に合った訓練	仕事についての職場外での相談対応、支援	家族の理解、協力	その他	不明・無回答
全体	135 100.0	40 29.6	27 20.0	29 21.5	46 34.1	4 3.0	37 27.4
身体	92 100.0	20 21.7	16 17.4	16 17.4	32 34.8	1 1.1	24 26.1
療育	23 100.0	14 60.9	7 30.4	8 34.8	8 34.8	2 8.7	4 17.4
精神	19 100.0	6 31.6	4 21.1	4 21.1	8 42.1	2 10.5	7 36.8

⑦「あなた」が地震など災害のときに困ることは何ですか

地震など災害のときに困ることについてみると、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が43.7%と最も高く、次いで「避難場所で医療的ケア（投薬・治療）などが受けられるか不安」が37.0%となっています。

所持手帳別にみると、身体・精神では「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」、療育では「周囲とコミュニケーションがとれない」が最も高くなっています。



上段:件数 下段:%	合計	特に困ることはない	避難場所を知らない	避難場所まで行けない(坂や階段がある、避難場所が遠いなど)	緊急時の介助者がいない	近所に頼れる人がいない	緊急時に情報を得る手段がない
全体	135 100.0	26 19.3	10 7.4	29 21.5	18 13.3	13 9.6	14 10.4
身体	92 100.0	16 17.4	4 4.3	22 23.9	13 14.1	9 9.8	9 9.8
療育	23 100.0	4 17.4	4 17.4	7 30.4	3 13.0	3 13.0	3 13.0
精神	19 100.0	4 21.1	3 15.8	1 5.3	2 10.5	2 10.5	2 10.5

上段:件数 下段:%	合計	避難場所で医療的ケア(投薬・治療)などが受けられるか不安	避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	補装具の使用が困難になる(入手が困難になるなども含む)	周囲とコミュニケーションがとれない	その他	不明・無回答
全体	135 100.0	50 37.0	59 43.7	14 10.4	30 22.2	6 4.4	11 8.1
身体	92 100.0	38 41.3	43 46.7	13 14.1	11 12.0	4 4.3	8 8.7
療育	23 100.0	8 34.8	10 43.5	3 13.0	15 65.2	0 0.0	1 4.3
精神	19 100.0	7 36.8	9 47.4	0 0.0	7 36.8	1 5.3	1 5.3

⑧「あなた」は災害時避難行動要支援者名簿登録制度についてご存知ですか

災害時避難行動要支援者名簿登録制度の認知状況についてみると、「知らない」が49.6%と、「知っている」の41.5%を上回っています。

所持手帳別にみると、身体では「知っている」、療育・精神では「知らない」が最も高くなっています。

上段:件数 下段:%	合計	知っている	知らない	不明・無回答
全体	135 100.0	56 41.5	67 49.6	12 8.9
身体	92 100.0	45 48.9	39 42.4	8 8.7
療育	23 100.0	8 34.8	11 47.8	4 17.4
精神	19 100.0	4 21.1	13 68.4	2 10.5

⑨「あなた」は日常生活において、障がいがあるために差別や偏見を感じることはありませんか

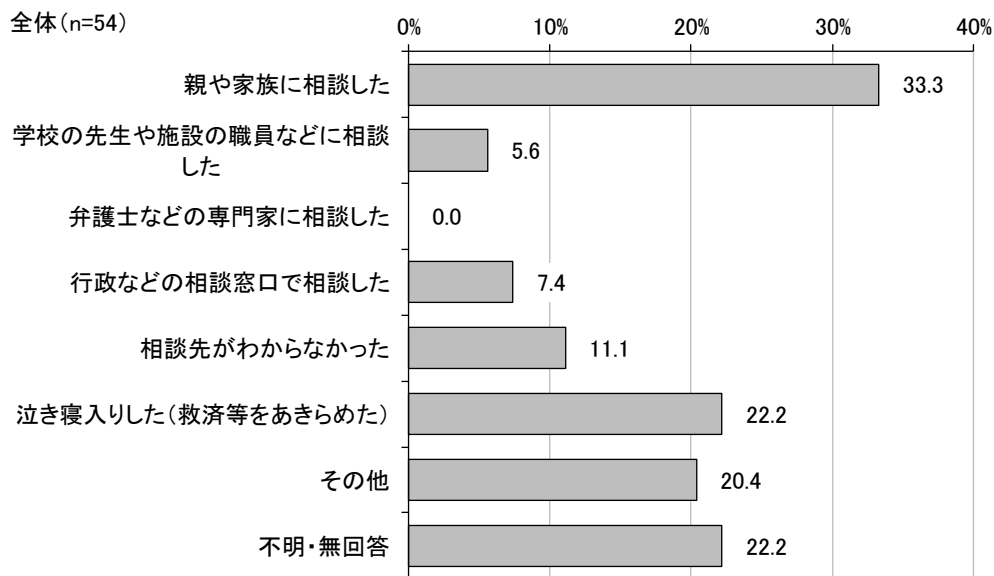
日常生活において、障がいがあるために差別や偏見を感じるかどうかについてみると、「ほとんど感じない」が34.8%と最も高く、次いで「ときどき感じる」が28.9%となっています。

所持手帳別にみると、身体・療育では「ほとんど感じない」、精神では「ときどき感じる」が最も高くなっています。また、療育では「よく感じる」が他と比べて高くなっています。

上段:件数 下段:%	合計	よく感じる	ときどき感じる	ほとんど 感じない	まったく 感じない	不明・無回答
全体	135 100.0	15 11.1	39 28.9	47 34.8	22 16.3	12 8.9
身体	92 100.0	9 9.8	23 25.0	37 40.2	16 17.4	7 7.6
療育	23 100.0	6 26.1	7 30.4	8 34.8	1 4.3	1 4.3
精神	19 100.0	2 0.0	8 66.7	3 0.0	3 33.3	3 0.0

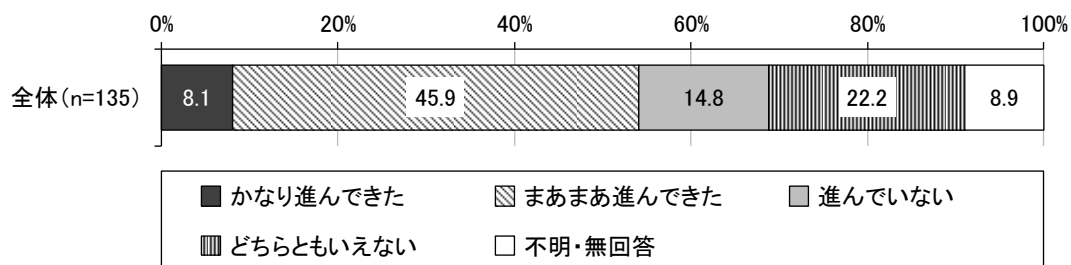
⑩差別や偏見を感じたとき「あなた」は、どのような対応をされましたか

差別や偏見を感じた時の対応についてみると、「親や家族に相談した」が 33.3%と最も高く、次いで「泣き寝入りした(救済等をあきらめた)」が 22.2%となっています。



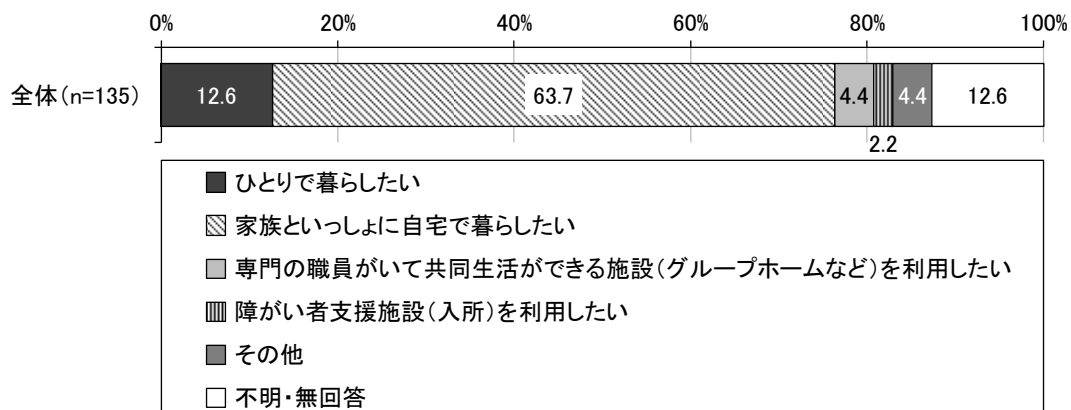
⑪「あなた」は障がいのある人に対する理解は進んできたと思いますか

障がいのある人に対する理解は進んできたと思うかについてみると、「まあまあ進んできた」が 45.9%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が 22.2%となっています。



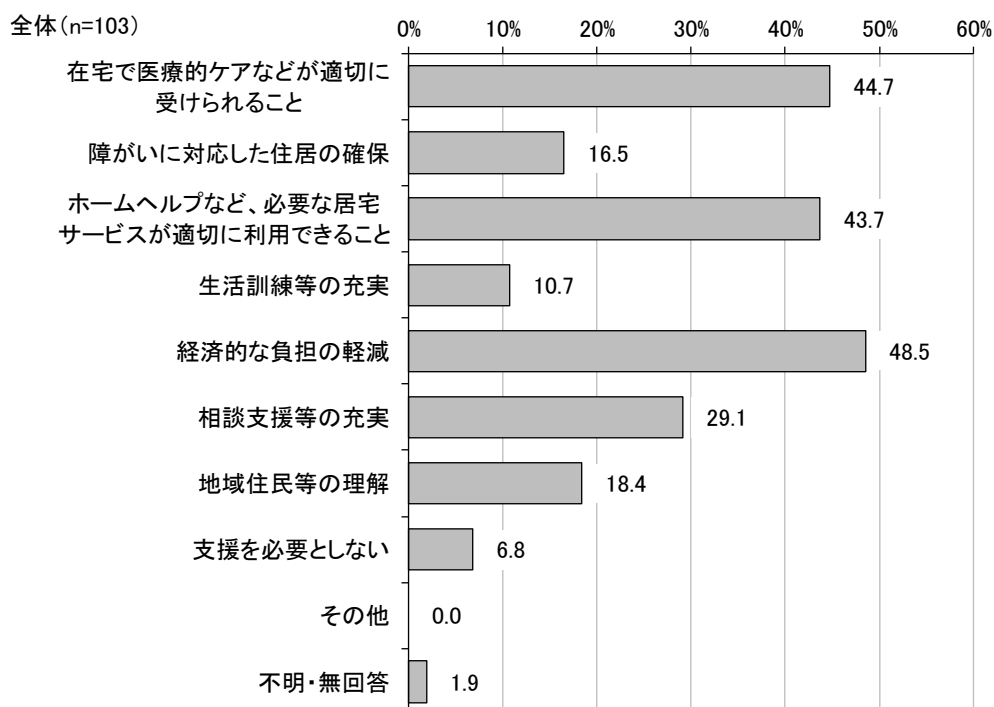
⑫「あなた」は今後どのように暮らしたいと思いますか

今後どのように暮らしたいと思うかについてみると、「家族といっしょに自宅で暮らしたい」が63.7%と最も高く、次いで「ひとりで暮らしたい」が12.6%となっています。



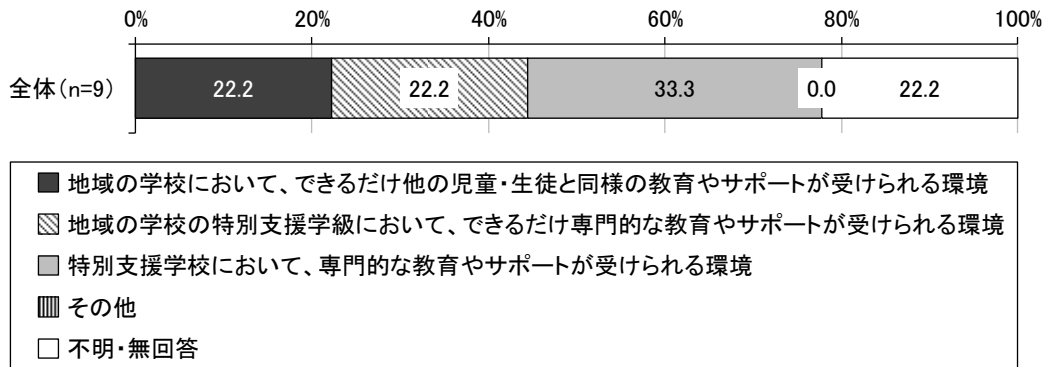
⑬在宅で暮らす際、どのような支援があればよいと思いますか

在宅で暮らす際、どのような支援があればよいと思うかについてみると、「経済的な負担の軽減」が48.5%と最も高く、次いで「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」が44.7%となっています。



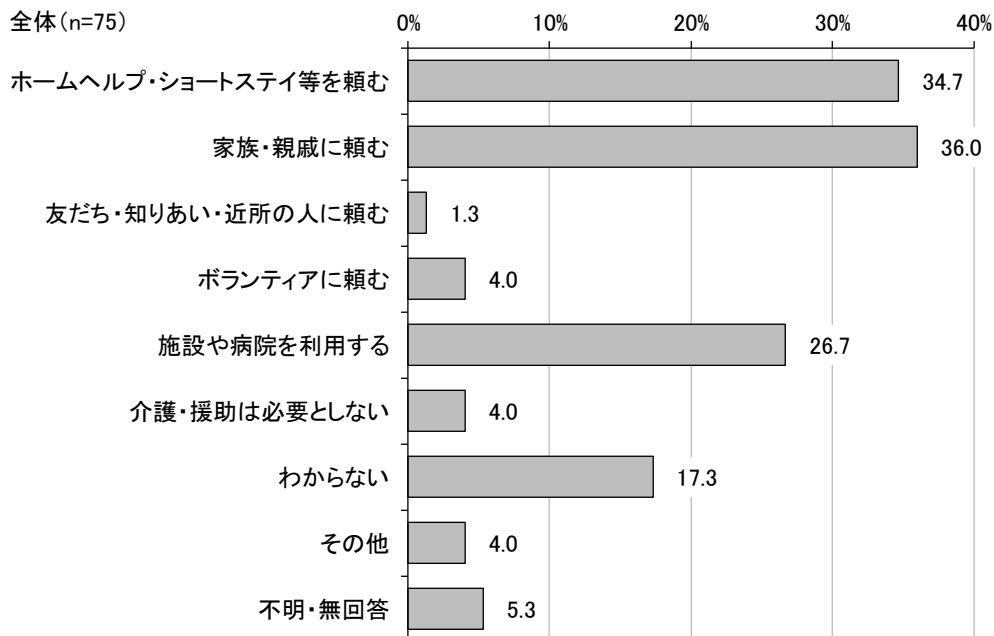
⑭「あなた」にとって、望ましい就学環境とはどのような環境だと思われますか
(18歳以下対象調査)

望ましい就学環境とはどのような環境だと思うかについてみると、「特別支援学校において、専門的な教育やサポートが受けられる環境」が33.3%と最も高く、次いで「地域の学校において、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育やサポートが受けられる環境」「地域の学校の特別支援学級において、できるだけ専門的な教育やサポートが受けられる環境」が22.2%となっています。



⑮介助者の方が、一時的(1週間程度)に介護・援助できなくなった場合、どのような支援が必要だと思いますか

介助者が、一時的に介護・援助できなくなった場合、どのような支援が必要だと思うかについてみると、「家族・親戚に頼む」が36.0%と最も高く、次いで「ホームヘルプ・ショートステイ等を頼む」が34.7%となっています。



3. 団体ヒアリング調査結果の概要

(1) 調査の目的

本計画を策定するにあたり、障がいのある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性等に関する意向等について各団体からご意見をいただき、基礎資料とすることを目的としてヒアリング調査を実施しました。

(2) 調査概要

- 調査期間：令和5（2023）年4月
- 調査対象：豊郷町手をつなぐ育成会、豊郷町身体障がい者更生会

(3) 調査結果

①活動の中で感じる「地域の課題」について	
コロナ禍による交流活動の削減	
高齢化による参加者の減少	
②活動する上での課題や問題点	
参加者が安定しない	
役員の担い手不足	
会員の高齢化	
新規入会者不足	
③今後の方向性について	
会員数の増加を推進する	
役員の活動の負担減	
④団体の会員の方が障がい福祉サービス等を利用する上で、困っていることや不便に感じていることについて	
知的障がいが多様で、それぞれの対応が難しい	
手続きが難しい	
⑤関係機関との連携の有無と連携内容について	
連携している	サロンにおいて、各種団体とのレクリエーションや情報共有を実施
連携している	育成会員や民協との交流

4. 湖東地域障害者自立支援協議会における意見

(1) 湖東地域障害者自立支援協議会における意見について

湖東地域障害者自立支援協議会地域生活支援拠点運営会議において、地域生活支援拠点の課題と地域生活拠点強化に向けた意見の整理が行われています。

(2) 意見内容

- 重度の障害のある方、行動面に課題のある方、医療的ケアのある方等の通所できる場所は増えていないため、重度障害者を事業所にて受け入れるための人材確保、ハード面への対応について検討していく場を圏域で調整する必要がある。
- 湖東圏域は、日中活動の場だけでなく短期入所枠も少ないため、人材確保、レスパイト先の機能拡充（ハード面・ソフト面）のための必要な取り組みが求められる。
- 湖東圏域内に重度の障害のある方の受け入れ・機能を有しているグループホームが開設されているが、グループホームで重度の障害のある方等生活全般を支えるのは容易ではないため、地域の関係機関との情報共有と連携を行いながら、専門職が関わり、個別の支援内容への配慮・環境調整等において連携しながら支援できる仕組みについて検討する場が必要である。
- 専門的な支援内容について検討・調整ができる人材（認証ケアマネ・医療的ケア児*等コーディネーター）が必要であり、直接支援を行う支援者への助言・スキルアップや人材育成、関係機関との調整等が役割として求められる。
- 相談支援専門員の育成・相談支援専門員が相談できる人材や機関（主任相談支援専門員・基幹相談支援センター等）の機能の充実が求められる。

第 2 部

豊郷町第 4 次障がい者基本計画

第1章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画では、これまでの基本理念を踏まえて各種取り組みを展開するものとします。

だれもがいきいき、豊かに暮らせる福祉のまちづくり

本町に住むだれもがいきいきと生活し、自分らしく豊かに暮らせるまちづくりに向け、教育・医療・福祉・就労・雇用・地域活動をはじめ、日常生活のあらゆる場面において、障がいのある人の権利が尊重され、社会参加の機会が促進されるよう、さらなる取り組みを進めなければなりません。また、お互いの人権を尊重し、ともに生きる社会を実現していくためには、地域住民や多様な主体が『我が事』として障がいのある人の福祉に関するまちづくりに参画し、世代や分野を超えて『丸ごと』つながりながら、地域の結束を高めていくことが必要です。

障害者基本法では、障がいを本人の心身機能の障がいのみで捉えるのではなく、「社会的障壁*」という社会との関係性によって捉えています。障がいのある人の自立や社会参加を妨げる社会的障壁の除去・軽減のため、可能な限り必要な配慮や調整を行う合理的配慮*を社会全体に広げていくことは、すべての障がい福祉施策に共通する指針となります。

さらに、福祉のまちづくりの実現に向けて、地域住民や関係機関の理解と参加が重要となっていることから、障がいや正しい知識を普及し、多様性と包括性が尊重される地域社会をつくること、ともに安心して暮らせるまちの実現につながります。すべての人々が社会的に結びつき、互いに支え合うことのできる環境の整備、相互理解と共感の意識向上に取り組めます。

2. 基本方針

(1) とともに理解し合い、支え合うための広報・啓発の推進

障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、支え合うことができる共生社会の実現に向けて、福祉教育や交流の場、ボランティア活動等、あらゆる機会を活用して、障がいに関する正しい知識を広め、障がいのある人となない人との相互理解に努めるとともに、障がいに対する偏見や差別の解消を目指すため、障害者差別解消法や関連する法律の周知、啓発活動や教育プログラムの実施に努め、適切な権利擁護体制を整備します。

また、障がい者支援の取り組みの輪を広めるため、ボランティア活動への支援体制の整備と啓発活動や支援の推進に積極的に取り組むリーダーを育成し、地域全体の共生意識を高めることで、共生社会を推進します。

(2) 住み慣れた地域で自立して生活できる支援の充実

住み慣れた地域で障がいのある人がいきいきとした生活を送ることができるよう、ライフステージ別に応じて自ら選択し、自立した生活を安心して送ることができるよう、一人ひとりのニーズに沿いながら、切れ目のない支援の充実を図り、地域の中で日常的に助け合えるよう地域福祉を活性化させることが重要となっています。そのため、住民主体の地域福祉の輪を広げるとともに、障がいのある人やその家族が必要な支援を円滑に受けられるよう、関係機関との連携強化や地域生活支援拠点の設置等、地域ネットワークの向上を目指します。

また、職業訓練や就労支援施設の充実、障がい者雇用の促進等を行い、自立した就労環境の整備を図り、障がい者の雇用を積極的に推進します。

(3) 自分らしくいきいきと育つ療育・教育体制の充実

障がいのある人の能力が最大限に発揮され、自分らしく生活することができるよう、教育・療育や就労の支援の充実が重要となっています。支援を必要とする子どもたちが安心して学び成長できる場の提供、家庭と学校・療育施設が連携して子どもを支える体制づくりを推進し、障がいのある子どもたちの療育や教育において必要な支援を継続的かつ総合的に行います。

また、療育や特別支援教育に携わる教育者の専門性を向上させるための研修や教育プログラムの充実を図るとともに、個別のニーズに応じた教育プランやサポート体制の整備、インクルーシブな環境の確保を行い、発達段階や特性に合わせた個別の支援を提供し、一人ひとりの個性や能力を伸ばせる教育環境の提供に努めます。

(4) 社会参加の促進

障がいのある人が社会参加しやすい環境を整えるため、建物や公共スペースのバリアフリー*化や情報のアクセシビリティ向上、移動の円滑化等、様々な面でのバリアの除去を行い、公共施設や交通機関、情報通信技術等のアクセシビリティ*の向上に努めます。

また、自身の興味やライフスタイルに応じて、文化芸術活動・スポーツ等を行える環境を整備するとともに、地域の事業者や団体、それを支援するNPO*・ボランティア等の活動に対する支援への取り組みを充実させ、障がいのある人が地域のイベントや活動に参加できるような機会を創出します。地域のニーズや資源を活用しながら、障がいのある人々の社会参加を促進します。

(5) 安心して快適に暮らせる基盤づくりの促進

地域において安心して快適に暮らしていくことができる生活環境の実現を目指し、障がいのある人の活動の場や行動範囲を広げ、自由な社会参加を促進するために、ハード・ソフト両面での社会のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある人の自由な移動をサポートする環境づくりを図り、ユニバーサルデザイン*に基づいたまちづくりを進めます。また、安全・安心な暮らしを確保するために、福祉避難所や、避難支援体制の確立に向けた仕組みづくり、福祉のまちづくりの推進、防犯・防災対策の推進を図ります。

地域の関係機関や住民と連携を図り、障がい者支援のためのネットワーク*を構築し、地域コミュニティとの協力やボランティアの参加を通じて、障がいのある人が地域で経済的・社会的な参加を果たせるような環境の提供に努めます。

3. 重点課題

本計画では、国や県、湖東圏域の動向を踏まえつつ、「障がいのある人もない人も、いきいきと自立して暮らせる社会づくりをめざした支援」をキーワードにして、これまで進めてきた本町の障がい福祉や施策の評価や現状分析、今後予想される課題の把握を行い、特に重点的な取り組みが必要な項目として、「(1) 地域交流を活かした支え合いネットワークの構築」、「(2) 湖東地域障害者自立支援協議会を中心とした支援の実施」、「(3) 就労支援の充実」、「(4) 発達障がい*に対する支援体制づくり」、「(5) 障がいのある人の自立を支援」、「(6) 障がいのある人の高齢化に伴う介護保険サービスとの連携」、「(7) 障がいのある人への理解と周知の促進」を重点課題として支援体制の構築を推進していきます。

地域交流を活かした支え合いネットワークの構築

湖東地域障害者自立支援協議会を中心とした支援の実施

就労支援の充実

発達障がいに対する支援体制づくり

障がいのある人の自立を支援

障がいのある人の高齢化に伴う介護保険サービスとの連携

障がいのある人への理解と周知の促進

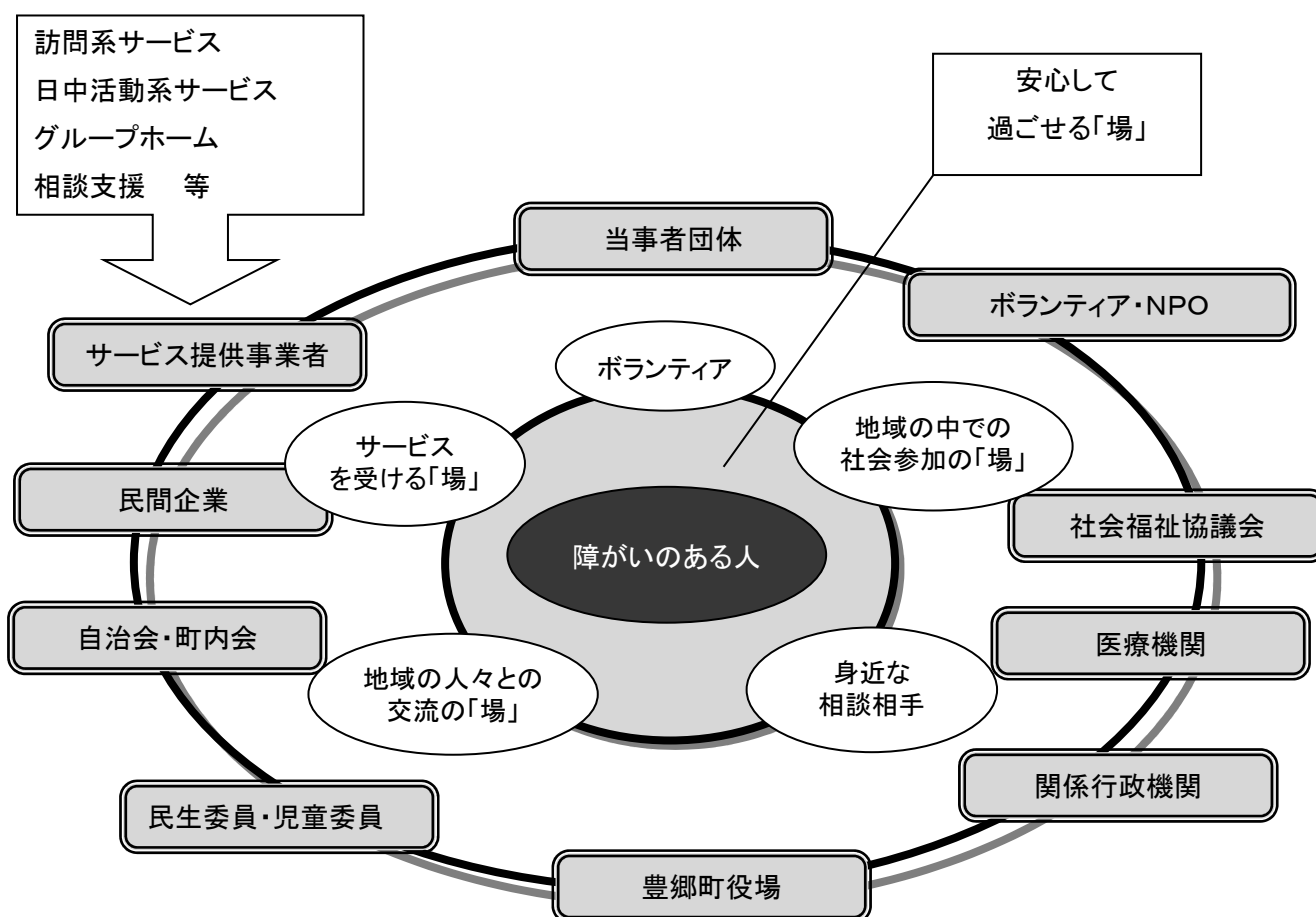
(1) 地域交流を活かした支え合いネットワークの構築

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、本人や家族が地域で安心して過ごせることが必要ですが、その「安心して過ごせる場」が十分でないのが現状です。障がいのある人がそれぞれのライフステージに応じて、社会参加、出会いや生活充実の「場」として、安心して過ごせる「場」の充実を図り、自立した生活を支援していきます。

■具体的な取り組み例

- 身近な地域で生活できる地域支援の充実
- 障がい児（者）の進路等指導、支援の充実
- 障がいのある児童への支援体制の充実
- グループホームの充実
- 精神障がいのある人の居場所づくりの推進

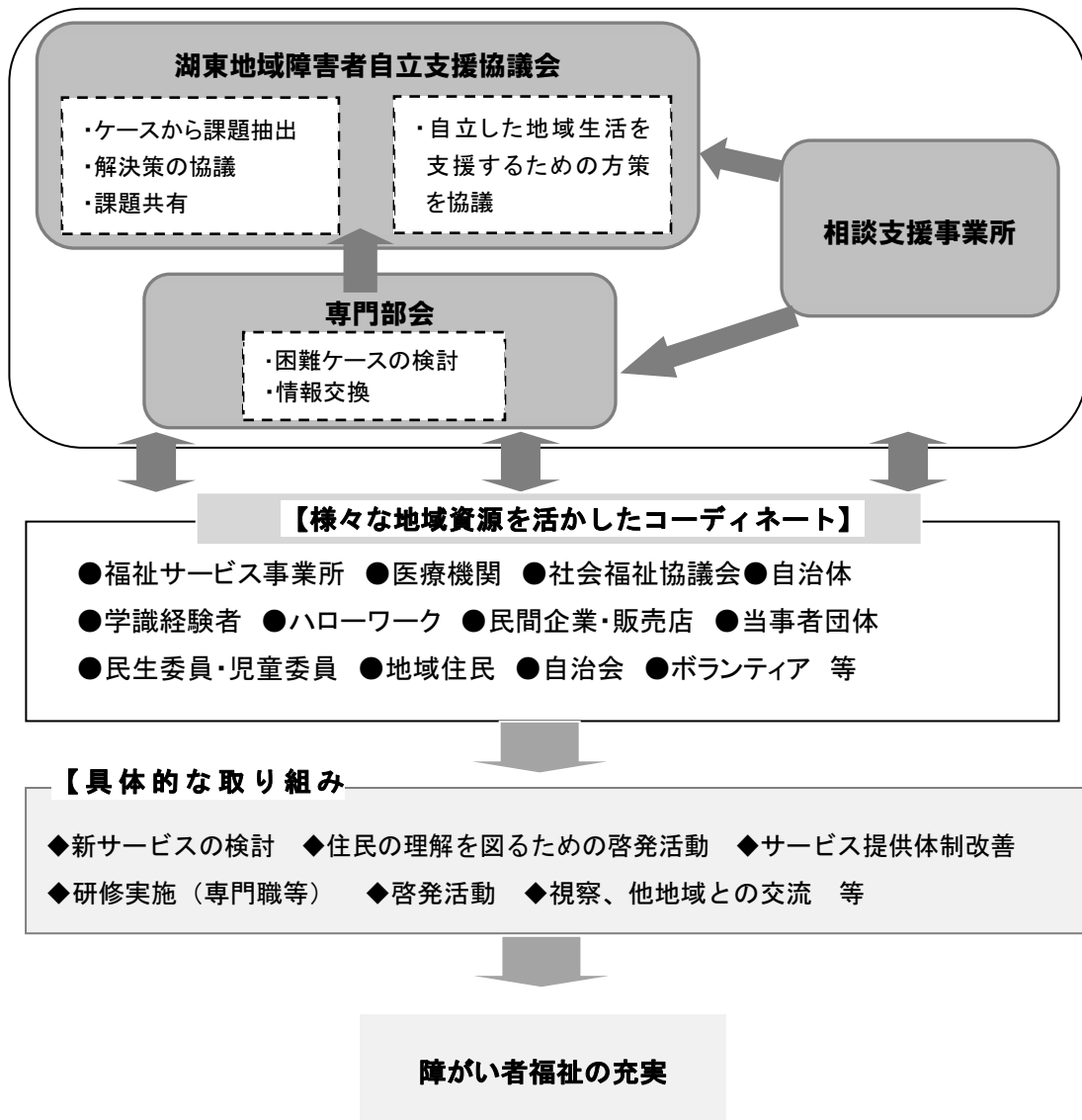
■身近な地域で生活できる地域支援の充実（イメージ図）



(2) 湖東地域障害者自立支援協議会を中心とした支援の実施

現在、本町では役場窓口や社会福祉協議会、相談支援事業所（障害者地域生活支援センター）、サービス提供事業所、医療機関等において相談に応じていますが、課題の共有が十分でないのが現状です。そのことから、湖東地域障害者自立支援協議会を中心に、それぞれの課題に応じて適切な対策が講じられるよう、お互いが横断的に連携して、課題の整理・調整等を進めます。また、湖東地域障害者自立支援協議会のより効果的・効率的な運営に努め協議会活動の活性化を図ります。

■湖東地域障害者自立支援協議会の活性化イメージ

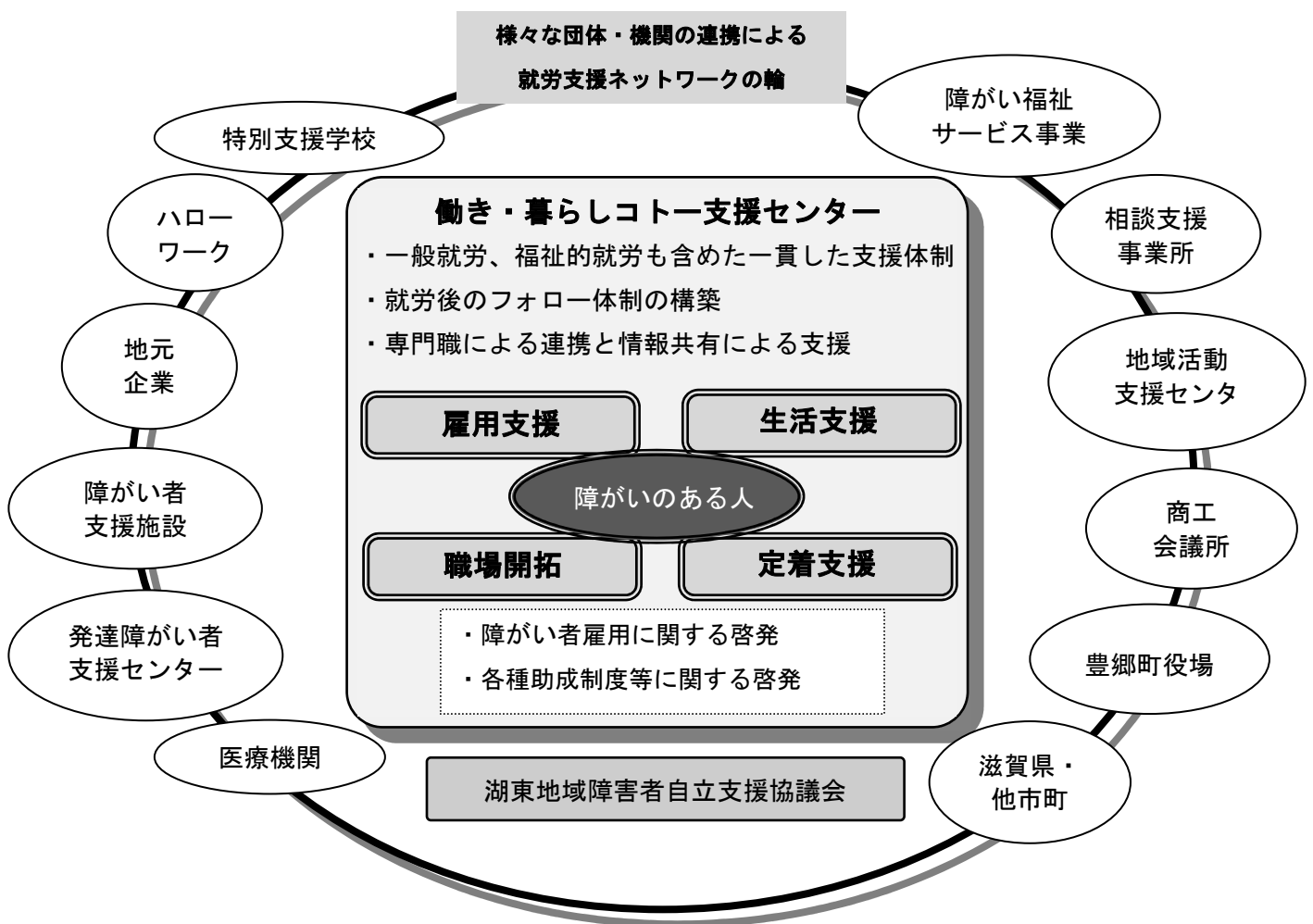


(3) 就労支援の充実

働くことは単に障がいのある人の経済的基盤を充実させるだけでなく、生活に一定のリズムをつくることで生活習慣の向上や社会参加、生きがいを得ることにもつながる大事な活動です。しかし、就労意欲はあるが働けない人や、就労しても長期間にわたり就労し続けることに不安を抱えている障がいのある人がいる一方、就労に対しての意欲が低い人も現状としてあります。

そのため、働き・暮らしコトー支援センターやハローワーク、サービス提供事業所等と連携し、雇用の場へのつなぎの支援や就労後のアフターフォロー、また、働くための生活の場の確保支援等就労支援の充実を図るとともに、就労と社会参加に対する意識の醸成に向けた取り組みに努めます。

■今後目指すべき就労支援体制イメージ



(4) 発達障がいに対する支援体制づくり

これまでの相談支援体制では、それぞれのライフステージごとに相談が行われており、サービス等に関するニーズが潜在化するなど、生涯にわたってサポートすることが難しい状況が伺えます。

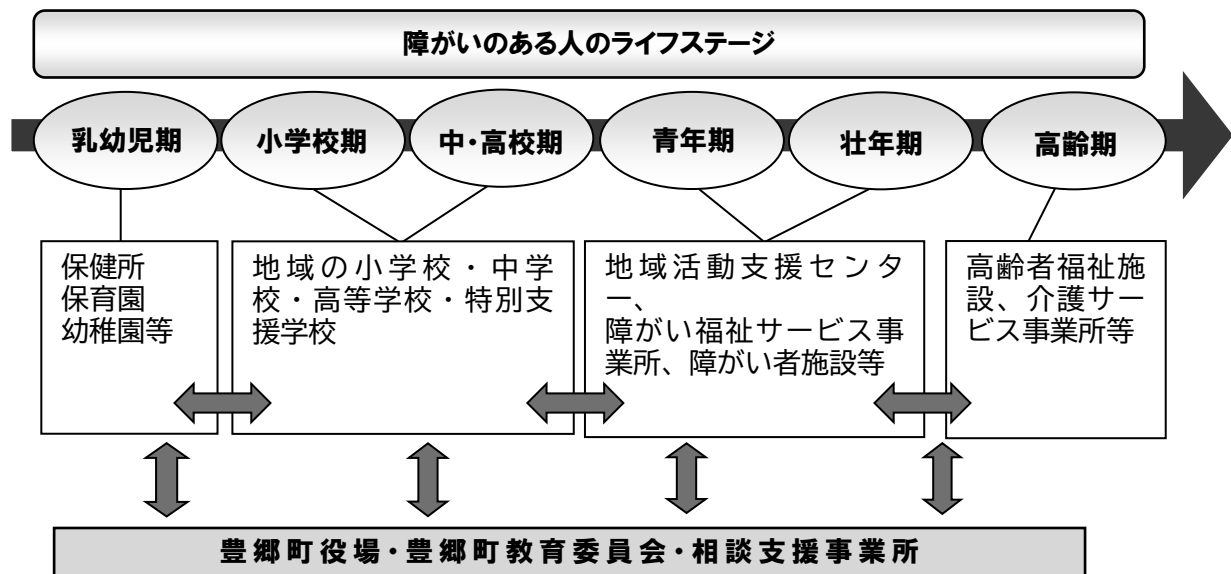
今後は、個々の障がいの状態やライフステージに応じて、その自立に向けた適切なプランを提案でき、生涯にわたってサポートできる人材・機能づくりに努めます。特に、当該障がい児の将来を見据えて、よりよい進路選択等を乳幼児期から就学時期にわたって積極的に提案・相談を行うとともに、保護者等の理解が図られるよう努めます。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 24 (2012) 年 10 月 1 日施行) に基づいた虐待の防止や早期発見等への対応に努めます。

■具体的な取り組み例

- サポートファイルの作成・活用
- サービス利用者全員へのサービス等利用計画の作成(計画相談支援)に向けた相談支援体制の整備
- 母子保健事業と発達支援事業の連携充実
- 障害者虐待防止相談窓口の充実

■今後目指すべき切れ目のない相談支援体制イメージ



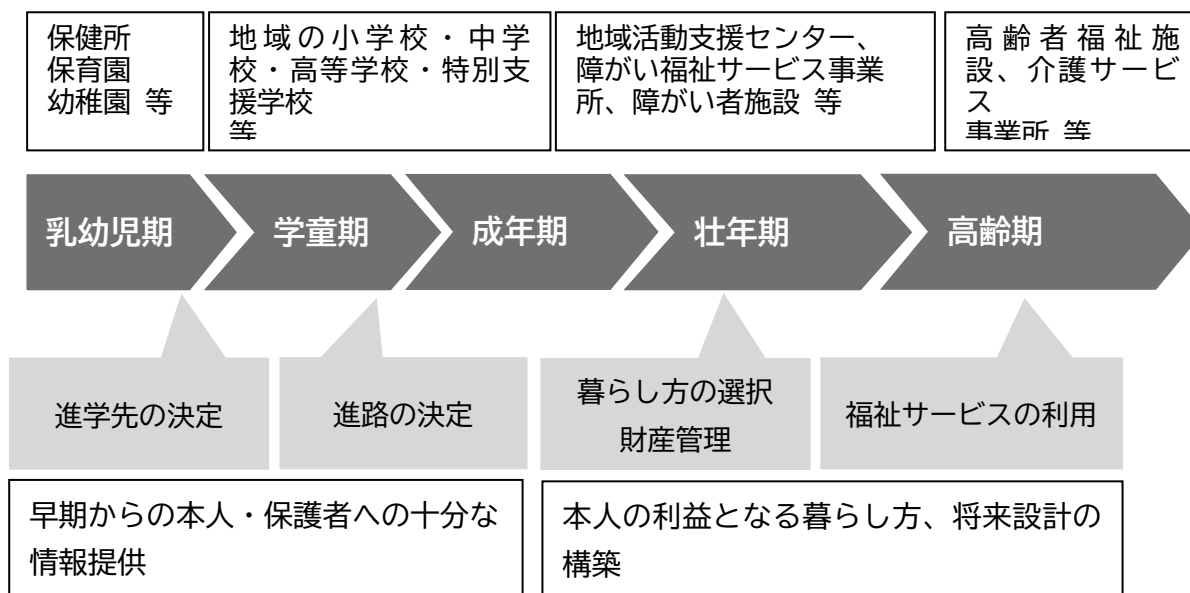
(5) 障がいのある人の自立を支援

障がいのある人のライフステージにおいて、様々な選択をする機会があります。進学先や卒業後の進路、就労、暮らし方、福祉サービスの利用等を選択する場面で、障がいのある人の将来的な自立を見据えて支援することが必要です。そのためには、家族や学校関係者、事業所及び相談支援専門員等の意識づくりや知識の向上が求められます。障がいのある人の意思を尊重するとともに、将来設計や今後の暮らし方等、自立を見据えた支援ができるよう啓発や研修に取り組みます。

■具体的な取り組み例

- 障がいのある人への家族に対する理解と意識啓発支援
- 相談支援事業所及び障がい福祉サービス事業所等への意識啓発
- 学習会の開催

■障がいのある人の自立を見据えた支援



(6) 障がいのある人の高齢化に伴う介護保険サービスとの連携

障がいのある人の高齢化に伴い、介護保険サービスとの調整や連携が必要になってきています。また、介護保険サービスを受給している高齢者であっても、必要に応じ、障がい福祉サービスを利用することもできる場合があります。こうしたことから、障がい福祉サービスの利用計画を作成する相談支援専門員と、介護保険サービスのケアプランを作成するケアマネジャーが、互いのサービスの内容を知り、障がいのある人の生活の質を向上させるサービスの利用を検討していくためにも、情報交換や事例検討の機会の設置に取り組みます。

また、平成 30（2018）年度から始まった障がい福祉サービスと介護保険サービスを同一の事業所で受けることができる共生型サービスについても、理解を深めることが必要であり、利用しやすいサービスの実施に向けた取り組みを進めます。

■具体的な取り組み例

- 共生型サービスの実施に向けた検討
- 相談支援事業所の相談員と介護保険のケアマネジャーの情報共有、事例検討会の実施
- 自立支援協議会における介護保険サービスや高齢者福祉についての研修会の実施

■介護保険サービスと障がい福祉サービス

	介護保険サービス	障がい福祉サービス
ホームヘルプサービス	訪問介護	居宅介護 重度訪問介護
デイサービス	通所介護 (地域密着型を含む)	生活介護 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 児童発達支援 放課後等デイサービス
	療養通所介護	生活介護 児童発達支援 放課後等デイサービス
ショートステイ	短期入所生活介護	短期入所

(7) 障がいのある人への理解と周知の促進

障がいの有無にかかわらず、だれもが互いの人格と個性を尊重し、支え合える社会の実現に向けて、障がいの特性や必要な支援について理解することが必要です。外見からは状態の把握が難しかったり、日によって状態が変動するなど、障がいの種類によっても様々な特性があります。発達障がいや難病、高次脳機能障がい*、重複障がい等、あまり知られていない障がいもあることから、今後も様々な障がいについての理解促進に努めます。

また、平成 28 (2016) 年 4 月に施行された障害者差別解消法では、不当な差別的取扱いを禁止するとともに、民間事業者に対しても合理的配慮に努めることを定めています。障がいを理由に店舗やサービスの利用を断わったり、介助者の同行を求めることなどが不当な差別的取扱いとなります。どのようなことが差別的取扱いや合理的配慮を提供しないことに該当するかなどについての周知・啓発に取り組みます。

■具体的な取り組み例

- 障がいの特性や必要な配慮について記した啓発パンフレットの配布
- 講座や講習会における障がい者理解の促進
- 学校等において、福祉体験や障がいのある人との交流を通じた福祉教育の推進
- 地域活動を通じた福祉教育・交流活動の実施
- 「障害者週間」や「人権週間」を通じた啓発活動

■障がいのある人についてのサイン



障害者のための国際
シンボルマーク



ほじょ犬マーク



身体障害者標識
(身体障害者マーク)



オストメイトマーク



聴覚障害者標識
(聴覚障害者マーク)



ハート・プラスマーク



盲人のための国際
シンボルマーク



障害者雇用支援マーク



耳マーク



「白杖SOSシグナル」
普及啓発シンボルマーク



ヘルプマーク

4. 施策体系



第2章 障がい者施策の推進

1. とともに理解し合い、支え合うための広報・啓発の推進

(1) 広報・啓発活動の推進

現状及び課題

平成 26 (2014) 年 1 月に我が国が批准した障がいのある人への差別を禁止する「障害者の権利に関する条約* (障害者権利条約)」では、障がい者を「個人の機能障がいに原因があるもの」と考える「医療モデル」から、「社会的障壁による日常生活や社会生活に制限を受けること」を問題にする「社会モデル」に転換し、共生社会の実現は社会全体の課題であることとされています。

国においても様々な法整備が行われ、令和 3 (2021) 年 6 月に改正された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)」では、令和 6 (2024) 年 4 月より事業者による合理的配慮の提供が義務付けられています。

しかしながら、アンケート調査結果によると、回答者の 11.1% の人が障がいを理由とする差別や偏見を感じるがあるとしており、少しは感じるがあるとして回答した人も 28.9% であることから、引き続き差別や偏見の解消に向けた取り組みが必要です。また、地域における障がいのある人への理解については、回答者の 14.8% が進んでいないと回答しており、町の広報媒体を通じた啓発活動を充実させ、障がいへの正しい理解の促進を図ります。

今後の方向性	
①啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">● 広報紙・パンフレット等の印刷物やホームページ等、各種広報媒体を活用し、広報・啓発に努めます。● 人権相談所をはじめ、人権擁護委員の相談会や行政相談等の様々な周知・活用に努め、相談しやすい環境づくりに努めます。● 「豊郷町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、町職員が障がいの特性や障がいのある人に対する理解を深め、窓口や各種行事、イントラネット等において配慮ある適切な行動がとれるよう意識の向上・啓発に努めます。
②「障害者週間」等の周知・活用	<ul style="list-style-type: none">● 「障害者週間」(12月3日~12月9日)、「人権週間」(12月4日~12月10日)、「障害者雇用支援月間」(9月)の周知を図るとともに、期間を利用した啓発パンフレットの配布や街頭啓発、広報への掲載等により、住民の障がいへの理解を深めます。
③障害者差別解消法の周知・啓発	<ul style="list-style-type: none">● 障害者差別解消法について住民の理解を促進するよう、町のホームページやSNS等で周知・啓発に努めます。
④多様化する障がいへの理解促進	<ul style="list-style-type: none">● 学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症等の発達障がい、さらに内部障がい、精神障がい等、住民の理解の進んでいない障がいについて理解の促進に努めます。

(2) 福祉教育・交流の推進

現状及び課題

障がいのある人に対する理解を促進するためには、子どもたちからの交流やふれあいを通じた教育が重要となっています。学校教育において、総合的な学習の時間等を活用し、特別支援学級の児童と交流を行うなど、障がいのある人への理解を深める取り組みが行われており、今後も継続的な取り組みが必要です。

また、地域においても、日常的に障がいのある人とふれあう機会をもつことで相互理解が図られ偏見を解消することにつながることから、交流の機会の創出に向けた取り組みが必要です。

今後の方向性	
①学校等における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶことを原則とし、障がいのある児童・生徒の自立と社会参加を見据えた教育を行うとともに、合理的配慮や必要な支援を提供できる仕組みづくりを進めます。 ● 車椅子体験等の各種体験交流学習や施設見学、ボランティア体験等のふれあい交流事業を行い、障がいに対する理解を深める学習の時間を設けるなど、学校教職員等と連携しながら、学校等における児童・生徒への福祉教育を推進します。
②学校等における交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設や事業所、障がい者団体との連携により、学校における福祉・ボランティア活動や体験交流学習等のカリキュラムのなかで、交流機会の充実を図ります。
③地域社会における理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者団体と自治会、民生委員児童委員*等を中心に交流を深め、相互の理解促進に取り組みます。
④講座・講習会、各種福祉関連イベントの実施・支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人が抱える問題をテーマとした学習会や、様々な人が参加・交流できるイベントの実施を支援します。
⑤地域社会における交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者団体をはじめ、関係機関と連携しながら、「豊栄のさと」を中心に実施する「いきいきサロン」での交流体験やイベント・レクリエーション活動等の開催を促進し、身近な交流の機会づくりに努めるとともに、新規会員の確保に向けた取り組みを推進します。 ● 障がいスポーツの広場の活動を通して、多くの人との交流を通じて社会性を育み、自立への意識向上を図ります。

2. 住み慣れた地域で自立して生活できる支援の充実

(1) 保健・医療の充実と連携

現状及び課題

障がいのある人が住み慣れた地域で今後も安心して暮らし続けるためには、必要な時に身近な地域で医療やリハビリテーション*を受けられることが重要です。町内には小児科や精神科を有する総合病院があり、医療や保健、福祉の関係機関が連携し、早期に適切な療育につながるよう、必要な医療や支援を提供できる体制づくりをいっそう進め、地域包括ケアシステムを充実させることが求められています。

また、精神障がいのある人についても、地域での生活を支援する体制づくりが求められています。

今後の方向性	
①健康診査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 疾病及び障がいの発生を未然に防ぎ、健康づくりを支援するため、健康診査の充実に努めるとともに、受診を働きかけます。 ● 健診後のフォロー体制の充実に努め、早期治療へとつなげます。 ● 特定健康診査の受診率の向上と健診結果に基づく保健指導の充実により、障がいの引き金ともなる生活習慣病及びその重症化の予防に努めます。また、各種がん検診でも受診を促進し、がんの早期発見・早期治療に努めます。
②医療・リハビリテーション体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師会、歯科医師会との連携のもと、身近な地域において必要な治療を受けることができるよう、医療体制の整備に努めます。また、自立支援医療をはじめとする各種医療費の助成や歯科診療時の保健師や歯科衛生士の派遣等、適切な支援に努めます。 ● 医療機関や訓練施設等と連携しながら、リハビリテーション体制の充実に努めます。 ● 重度心身障がい者（児）が必要な医療サービスを受けられるよう、広域での課題として湖東地域障害者自立支援協議会で検討し、対応に努めます。
③難病や重度障がい者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 難病患者、重度障がい者等とその家族に対して、療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健・医療・福祉が連携した地域包括ケア*体制の充実に努めます。 ● 難病患者に対し、福祉サービスの利用について適切な情報提供を行います。
④医療的ケア児等を支援する体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るためのネットワークづくりに努めます。

今後の方向性	
⑤精神保健福祉施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健・医療、福祉関係者が連携して精神障がいのある人の課題を協議し、地域生活を支援する地域包括ケアシステムの構築を進めます。 ● 服薬や受診をやめてしまった方への支援策を検討します。 ● 精神科を有する病院と連携し、精神疾患の早期発見・早期治療に努めるとともに、円滑な社会復帰に向けた支援に努めます。
⑥地域包括ケアシステムの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 住み慣れた地域での生活の継続支援等を目的として、地域住民への疾病等の予防意識等に関する啓発をよりいっそう充実します。 ● 「多職種協働会議」において、生活課題の解消のために障がいのある人のそれぞれのニーズを正しく把握するとともに、様々な機関・人材ネットワークを強化し、地域包括ケアシステムの充実を図ります。
⑦医療費等の公費負担の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人の機能回復のための更生医療や身体障がいのある児童に対して障がいを軽減・除去するために必要な育成医療費を給付し、経済的負担を軽減するとともに保健福祉の増進を図ります。 ● 精神医療の通院医療費を給付することにより在宅の精神障がいのある人の医療の確保、継続的受療の促進、精神障がいの早期治療、再発防止を図ります。 ● 重度心身障害者（児）福祉医療費助成事業や重度心身障害老人等福祉医療費助成事業により、障がいのある人の医療費の負担を軽減します。

（２）福祉サービスの充実

現状及び課題

障がいのある人の高齢化に伴う重度化等が進む中、地域での生活を継続するためには、個々のニーズを把握するとともに、実態に応じた居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の適切な支援を行い、短期入所や日中活動の場の確保等在宅サービスの充実を図ることが重要となっています。

本町及び圏域には、多様なサービス事業所があり、様々なサービスを提供していますが、一部のサービスについては不足しているなどの課題があります。また、福祉職場における人材不足も大きな課題となっており、十分なサービスを提供するためには人材確保も必要です。

今後の方向性	
①訪問系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅介護、重度訪問介護をはじめとする訪問系サービスの提供を進め、障がいのある人の在宅での生活を支援します。 ● 行動援護、同行援護による移動支援の充実を図り、障がいのある人の外出を支援します。

今後の方向性	
②日中活動系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立訓練、生活介護、療養介護をはじめとする日中活動系サービスの充実を図り、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。
③地域生活支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人が地域において自立した生活ができるよう、地域生活を支援する各種事業を実施します。
④介護保険サービスとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人の高齢化に伴い、介護保険事業のケアマネジャーとの協議の場を設け、介護保険サービスと障がい福祉サービスの効果的な利用ができるよう取り組みます。 ● 障がいのある高齢者が、今まで通り生活できるよう支援の充実を図ります。
⑤補装具の交付・修理	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体上の障がいを補うための用具の購入、修理費を支給します。
⑥日常生活用具の支給	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人に対し、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具の購入に要した費用の一部を支給します。
⑦各種手当・給付金支給制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児福祉手当、障害基礎年金、福祉医療費助成、精神障害者通院医療費助成等、各種手当・給付金支給制度の広報に引き続き努めます。
⑧サービスに関する情報・相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 窓口における広報のほか、相談支援事業所や相談員等との連携により、サービス利用を支援する包括的な情報提供・相談支援体制の構築を進めます。 ● サービス調整会議や湖東地域障害者自立支援協議会等を通じ、事業者同士あるいは関係機関との情報共有及び連携を深めます。
⑨障がい児福祉サービスの提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある児童が児童発達支援や放課後等デイサービス等の必要なサービスを利用し、発達を促すことや、居場所づくりができるよう、体制の整備に努めます。 ● 医療的ケア児や強度行動障がい*のある児童等、重度の障がいのある児童を受け入れる体制の整備に努めます。

(3) 居住の場の確保

現状及び課題

障がいのある人が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けるためには、住環境の整備が必要であることから、手すりの設置やバリアフリー化等の住宅改修費用の助成制度の周知・実施に努めています。引き続き、住環境の整備に向けた取り組みを努めます。

今後の方向性	
①公営住宅におけるバリアフリー化と入居支援	● 高齢者や障がいのある人が安心して生活できるよう、公営住宅におけるバリアフリー化等安全な住宅整備を推進します。
②住宅改造費助成制度の周知	● 住宅改造の経済的負担を軽減するため、住宅改造費助成制度の周知・活用に努めます。
③地域における生活場所の確保へ向けた支援	● 障がいのある人の地域での暮らしを支援するとともに、入所施設から地域生活への移行を促進する観点からも、民間賃貸住宅や空き家の活用等、地域における居住の場の確保に努めます。
④施設への支援	● 施設の安定的運営へ向けた取り組みを支援するとともに、事業実施にあたっての連携・情報共有体制づくりに努めます。

(4) 相談支援体制の充実

現状及び課題

障がいのある人が必要とする支援は、障がいの種別や程度、生活状況等により異なります。一人ひとりが必要なサービスを適切に利用できるよう、保健・医療・福祉・教育をはじめとした様々な情報を集約し、一貫したサポート行えるよう支援体制の構築を図ることが必要です。

また、障がいのある人のみならず、その家族が抱える日常的な不安や悩みに寄り添えるよう、必要な情報や支援を受けられる相談支援体制の整備や、交流機会の創出が重要となっています。

本町では、民生委員・児童委員や各障害者相談員等が身近な相談に応じているほか、社会福祉協議会で生活全般に関わる総合相談を実施しています。また、相談支援事業所において計画相談や地域移行支援を実施しているほか、「ステップアップ21」に基幹相談支援センターを委託設置しています。

今後の方向性	
①相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様化するニーズに対応するため、担当課における知識の向上や相談体制の拡充を図るとともに、各関係機関との連携を強化し、窓口の明確化に努めます。 ● 人権相談所における人権相談等、身近な地域での相談しやすい環境づくりに努めます。 ● 担当課や各種相談員等による各家庭への訪問等を通じて、きめ細かな支援を行うとともに、相談体制の向上に努めます。 ● 社会福祉協議会による相談窓口をいっそう充実させるとともに、関係機関との連携強化を図り、情報の発信・周知に努めます。
②基幹相談支援センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援事業所等と連携し、福祉サービスの利用援助や日常生活全般の相談への対応、専門機関への紹介等、相談支援の充実を図ります。 ● 相談支援専門員が不足している課題に対して、地域全体で改善策を検討します。 ● 保健・医療・福祉・教育・就労等様々な分野における関係機関及び湖東地域障害者自立支援協議会等の広域的な検討機関との連携を強化し、ライフステージや障がいの特性に応じた適切な相談支援のネットワークづくりに努めます。 ● 高齢となった障がいのある人の相談やニーズに適切に対応するため、サービス調整会議を通じ、障害者地域生活支援センターをはじめ、地域包括支援センター等の関係機関の連携強化を図ります。
③相談員による相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員・児童委員、身体・知的障害者相談員、人権擁護委員等相談員による相談支援に努めるとともに、活動の周知を図ります。 ● 民生委員・児童委員、身体・知的障害者相談員、人権擁護委員等相談員に対する、研修会や講習会の実施により資質の向上を図ります。
④家族に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人の地域での生活を実現するためには、家族の理解や協力が不可欠なため、障がいのある人の家族が必要な知識を身につけたり、交流機会を設けるなど家族に対する支援に取り組みます。

(5) 権利擁護の推進

現状及び課題

「障害者総合支援法」では、障がいのある人が「どこでだれと生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、障がい福祉サービス事業者等に対し、障がいのある人の意思決定の支援に配慮することを求めています。

また、判断能力が十分でない障がいのある人の権利を守るためには、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度*の適切な利用が必要なことから、制度や利用方法等の周知を行うとともに、利用促進への理解を図ることが必要です。

今後の方向性	
①自己決定の支援	● 日常生活や社会生活において、障がいのある人の意思が適切に反映されるよう、障がい福祉サービス事業者等に対し、意思決定支援ガイドラインの周知を図ります。
②地域福祉権利擁護事業の推進	● 社会福祉協議会が、個人の状態に合った福祉サービスの情報提供や、手続きの援助、日常金銭管理等の支援計画を策定し、契約に基づき計画に沿った援助サービスが提供できるよう、引き続き地域福祉権利擁護事業の推進を図ります。
③成年後見制度の周知・相談	● 判断能力が十分でない障がいのある人にとって、本人らしい自立した生活を実現するためには、どのように本人を支え、権利を守ることができるかを調査検討し、必要に応じて適正に成年後見制度が活用できるよう周知・相談に取り組みます。

3. 自分らしくいきいきと育つ療育・教育体制の充実

(1) 障がいの早期発見・早期療育

現状及び課題

障がいの原因となる疾病等の予防や治療のためには、妊婦健康診査や乳幼児健康診査及び児童に対する健康診断に加え、保健指導の適切な実施が必要です。本町では、各種健康診査や保健師による家庭訪問を充実させ、障がいの早期発見や早期療育に努めています。

国の基本指針では、医療的ケア児支援に向けた保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることが求められており、関係機関とのネットワーク構築による支援体制の充実を図ることが必要です。

今後の方向性	
①各種健康診査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦健康診査、乳幼児健康診査等により、疾病や障がいがあると疑われる状態を早期に発見し、適切な保健指導・早期療育につなげていきます。
②発達障がい児支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児相談をはじめ保健師による家庭訪問や相談等により、支援が必要と思われる子どもと保護者に対しては、心理判定員が発達検査と助言を行うことで子どもの発達を促します。また、発達相談後は必要に応じて専門機関につなげていきます。 ● 保健・教育・福祉・医療の関係機関とのネットワークを形成し、学習障がい（LD）や注意欠陥・多動性障がい（ADHD）等発達障がいの早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられるよう、体制の構築を図ります。
③親子教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健康診査、発達相談及び訪問等において、発達の遅れ等が疑われる乳幼児並びに保護者の養育上の支援が必要と判断された未就園の子どもとその親に対して、親子あそびや育児相談を実施し、心のサポートに着目した支援等、母子保健事業のいっそうの充実を目指します。
④療育体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援や放課後等デイサービス等において早期に適切な支援が受けられるよう、保健師と保育士との連携による早期把握に努め、関係機関の情報共有を推進し、適切な療育につながる支援体制の整備を図ります。 ● 乳幼児期における障がいの早期発見・早期療育等の支援体制を充実することにより、生涯にわたり、障がいのある人自身の“自ら育つ”意欲を育みます。

(2) とともに学ぶ保育・教育の推進

現状及び課題

保育・教育においては、障がいのある児童・生徒が障がいのない児童・生徒とともに学べる「インクルーシブ教育」の推進が重要となっており、幼児期からの障がいに対する正しい理解と認識を深める啓発を行うことが必要となっています。

また、障がいのある児童のみならず、その保護者が教育上の悩みや不安を抱え込むことがないよう、障がいのある児童一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を推進し、本人の将来を見据えた強い指導性が必要となります。

さらに、保育士や教職員の専門性向上に向けた研修機会や実践的な交流会等の確保が重要となっており、多様化するニーズに応じたサポートが行える体制の構築が必要です。

今後の方向性	
①障がい児保育の環境充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育園・幼稚園において、障がいを持つ園児の増加や障がいの特性、教育的ニーズの多様化に応じた適切な保育を受けられるよう、引き続き保育環境の充実に努めます。 ● 専門機関と連携し、保育士・教職員の資質向上を図ります。
②学校教育の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設のバリアフリー化等、障がいのある児童・生徒が学習しやすい施設整備に努めます。 ● 適応教室、通級指導教室の整備について検討を進めます。
③インクルーシブ教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある児童・生徒が必要な支援を受けながら、可能な限り地域の学校においてともに学ぶことができるよう、合理的配慮の提供体制の整備を図るとともに、学習等を補助するための支援員の確保に努めます。 ● 自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援に取り組むとともに、町費講師や支援員の配置に努めます。
④教職員の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある児童・生徒の教育的ニーズの多様化に応じた支援が行えるよう、特別支援教育に関する研究・研修、実践的な交流会等を実施し、教員の専門性を高め学習指導の充実と向上を図ります。
⑤地域における障がいのある子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 短期入所や日中一時支援、外出支援等各種制度の活用により、放課後や休日、緊急時等の学校外での支援に努めます。また、障がいのある人同士やその家族の交流の場を充実させ、仲間づくり、対人関係の向上に向けて支援します。

今後の方向性	
⑥教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者の教育上の悩みや不安を解消し、一人ひとりに最も適切な教育の場が提供できるよう、引き続き学校・家庭・関係機関の連携強化により教育相談の充実に努めます。
⑦途切れのない教育・支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活面や学習面に困難を持つ児童・生徒等が増加していることから、教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するため、引き続き適切な支援を行います。 ● 支援目標・内容・方法等を個別・具体化した「個別の支援計画」を作成し、一人ひとりが適切な教育を受けられるように努めます。
⑧就学・進路指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 就学先決定に際し、早い段階で本人や保護者に十分な情報提供を行うとともに、教育や福祉、関係機関が連携し、一人ひとりの障がいの状態を踏まえて総合的に判断し、助言・指導できる体制を整備します。
⑨途切れのない支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関の連携により、ネットワークを形成する中で個別の教育支援計画の策定と情報共有に努め、乳幼児期から就労にいたるまで途切れのない支援体制の構築を図ります。

4. 社会参加の促進

(1) 総合的な就労支援施策の推進

現状及び課題

障がいのある人が地域で自立した生活を営むためには、働く意欲のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人に対しては多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な人に対しては福祉的就労を図るなど、総合的な支援を推進することが必要です。

また、障がい者雇用についての各種助成制度を活用した企業・事業所への支援を行うとともに、「障害者差別解消法」や「改正雇用促進法」に基づく差別の禁止や合理的配慮の提供義務について、周知・啓発に努めることが重要です。

本町では、働き・暮らしコトー支援センターや障害者職業センターと連携し、障がいのある人の雇用促進に努めています。また、一般就労が困難な人については、町内外で就労系事業所を利用できる環境づくりに取り組んでいます。

今後の方向性	
① 民間企業への啓発・雇用拡大の促進	<ul style="list-style-type: none">● 企業に対して、障害者雇用促進法及び法定雇用率の周知徹底を図るとともに、障がい者雇用の研修会等を通じて啓発を図ります。● 就労を支援する各種制度の周知及び活用を促進し、障がい者雇用の拡大及び雇用環境の向上を図ります。● 窓口やハローワーク、相談支援事業所、商工会、学校、職業安定協力員等、関係機関及び相談員の相互連携、情報共有により、民間企業における雇用を包括的に支援していきます。
② 公共機関における雇用拡大の推進	<ul style="list-style-type: none">● 公的機関において、障がいのある人の雇用を促進するとともに、事業所への委託可能な作業の検討を行うなど、職域の拡大に引き続き努めます。
③ 就労移行支援の充実	<ul style="list-style-type: none">● 就労を希望する障がいのある人に、生産活動やその他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。● 就労を希望する障がいのある人と、障がい者雇用に関心がある企業とのマッチングを行うとともに、就労後における職場定着の支援を行います。

今後の方向性	
④実践的訓練機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 働き・暮らしコトー支援センターやハローワーク等と連携して、職業適応援助者（ジョブコーチ）の利用を積極的に推進し、障がいのある人の職場適応への必要な助言等を行い、職場への定着を支援します。 ● トライWORK推進事業、障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）を活用し、障がいのある人を一定期間、試行的に雇用する機会を提供して本格的な雇用に取り組むきっかけづくりに努めます。
⑤福祉的就労の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人一人ひとりが障がいの状態や状況に応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、施設等への支援及び連携強化を図ります。 ● 一般企業での就労が困難な人に対して働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う、「就労継続支援」を推進します。
⑥農福連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係課との連携を図り、農業の分野でどのような就労が可能か研究し、農福連携の新しい就労の開拓に取り組みます。
⑦職場への移動・通勤支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 働く意欲と能力のある人が企業で働けるように、自動車運転免許証の取得や自動車改造の費用補助等により、通勤手段の確保に努めます。
⑧相談・助言体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 働き・暮らしコトー支援センターやハローワーク等の相談支援事業所、職業安定協力員等、就労支援機関及び支援員の連携を図り、適切な相談・助言を行います。
⑨広域的な就労ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 働き・暮らしコトー支援センターやハローワーク、就労移行支援事業所、企業、特別支援学校、行政等の関係機関によるネットワークを形成し、就労前から就労後にわたって障がいのある人の就労支援が図れる体制づくり、情報提供・相談支援に努めます。また、障がい者制度の枠組みを超えた、包括的な就労支援を目指します。

(2) スポーツ・文化・レクリエーション活動の推進

現状及び課題

障がいのある人が生きがいを持って豊かに生活をするためには、スポーツや文化・レクリエーション活動等充実していることが必要です。そのためには、地域の施設・設備の整備を図るとともに、障がいのある人のニーズに応じた文化芸術活動に関する人材の育成や活動を支援するボランティアの養成、活動や発表の場づくり、障がいのある人同士や住民との交流機会の創出が求められます。

本町では、スペシャルオリンピックス（SO）の活動を推進し、健康づくりや体力の向上に取り組んでいます。

合理的配慮を図りつつ、指導者の育成や社会体育施設の整備、障がいのある人の作品を展示する場を設けるなど、スポーツ・文化・レクリエーション活動を推進します。

今後の方向性	
①文化・芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者団体や事業所等による文化・芸術・スポーツ活動の実施に際して、会場の確保等障がいのある人が気軽に参加しやすい環境づくりを行い、円滑な開催への支援に努めます。 ● 障がいのある人が文化・芸術活動に気軽に参加できるよう、障がいのある人の作品を展示するなど、発表の場の充実に努めます。
②生涯学習の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習活動やレクリエーション活動に障がいのある人が参加できるよう、内容や情報提供のあり方を工夫するとともに、活動を支援するボランティアの育成に努めます。 ● 障がいのある人への合理的配慮のあり方についてより深く検討し、理解促進に努めます。
③スポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康づくりのための日常的な運動やスポーツを促進するよう、障がいのある人も参加できるプログラムや運動する機会づくりを進めるとともに、参加のための支援に努めます。 ● 障がいの有無にかかわらず、だれもが気軽にスポーツに親しめるように、県主催の講習や研修に参加し、情報共有や研修をよりいっそう促進します。
④社会体育施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● だれもが気軽に安心してスポーツに親しむことができるよう、引き続き社会体育施設のバリアフリー化等整備に努めます。

5. 安心して快適に暮らせる基盤づくりの促進

(1) 情報アクセシビリティの向上

現状及び課題

令和4（2022）年5月に公布・施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では、障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することが目的とされています。

本町においては、滋賀県視覚障害者協会に委託し、広報とよさとの点字版・音声版を発行しているほか、ホームページについても色覚障がい者に見えやすい色合いに配慮するなど、情報提供のあり方を工夫しています。また、窓口業務についても、「豊郷町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定し、障がいのある人に配慮するように取り組みを進めています。

今後も、手話通訳者や要約筆記者を養成するなど、障がいのある人が様々な情報に円滑にアクセスできるように努めることが重要となっています。

今後の方向性	
①わかりやすい情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none">● 広報紙・パンフレット等の印刷物やホームページ等、各種広報媒体について、文字の大きさや字体、色彩等に配慮し、障がいのある人にとってわかりやすい情報提供に努めます。● 障がい福祉の制度改正や福祉サービス等の情報周知に向けて、わかりやすい情報提供を行います。
②窓口等における情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none">● 窓口において手帳交付時や各種手続きの申請時等を利用した情報提供を行うとともに、事業所や病院等、障がいのある人の身近な生活場所にパンフレットを設置したり、イベントや交流活動時に配布するなど、機会をとらえた適切な情報提供に努めます。
③障がいの種類に配慮した情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none">● 視覚障がいのある人に対して広報の点字版・録音版の発行を行うなど、障がいに配慮した情報提供に図るとともに、必要とされているニーズの把握に努めます。● 手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うとともに、人材の育成及び確保に努めます。
④窓口業務における障がいのある人への配慮の充実	<ul style="list-style-type: none">● 「豊郷町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき研修等を実施し、職員の理解・意識向上を図るとともに、窓口業務等で適切に対応できるよう取り組みます。

(2) 地域福祉の推進

現状及び課題

障がいのある人や高齢者等、支援が必要な人を地域ぐるみで支える活動が重要となっています。日常の細かな声かけ、災害時や緊急時等の手助けといった公的なサービスだけでは支えきれない支援が多くあり、関係機関との連携強化を図り積極的な地域福祉活動を推進していくことが必要です。

だれもが自分らしく、いきいきとした生活が送れるよう、疾病や障がい、介護、出産・子育て等縦割りの公的な支援制度のもとで対応を図るのではなく、地域住民や自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO団体等が連携し、複合的な課題に丸ごと対応する地域共生社会の構築を目指します。

今後の方向性	
①社会福祉協議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉推進の中心的な担い手である社会福祉協議会は、住民のニーズや課題を把握し、住民・行政と協働してより住みやすい地域づくりを進めることが期待されており、引き続き社会福祉協議会と連携して、その経験を活かした地域福祉活動を支援します。
②ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会と協力してボランティアの確保・育成に努めるとともに、活動がさらに広がるよう支援していきます。また、地域福祉活動の状況や参加機会の情報提供を行い、若者世代が気軽に活躍できる活動の場の確保に努めます。
③障がい者団体の育成・活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者団体において、メンバーの高齢化や新規入会者の減少が進んでおり、窓口で障がい者団体活動の周知を行い、新規会員の確保をはじめ、団体活動の活性化・活発化を支援します。また、障がいのある人を支援するボランティア団体と連携し、地域福祉活動の充実を図ります。
④地域自治活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の中での見守り強化、要支援者への早期発見等が重要であることから、地域住民をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、相談員（身体・知的）等による小地域ネットワークの継続的な連携を図ります。

(3) 住みよいまちづくりの促進

現状及び課題

障がいのある人が地域で安全に安心して暮らすためには、障がいのある人に配慮したまちづくりを進めるとともに、生活環境における社会的障壁の除去を進めることが必要です。そのためには、バリアフリー法や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインの考えのもとで、建築物や道路、公共交通機関等の生活環境を整備することが必要です。

本町では、公共施設・道路・公園等の整備に際し、地域に住むすべての人が利用しやすくなるよう、その利便性と安全性の向上を図り、安全・安心な住みよいまちづくりをいっそう推進します。

今後の方向性	
①ユニバーサルデザインの普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● だれもが住みやすいまちづくりを進めていくため、建築物や公園、道路、住宅等の設置者や建築技術者はもとより、住民一人ひとりに対して、ユニバーサルデザインの考え方について普及・啓発を図ります。
②民間施設の整備・改善へ向けた啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間による施設の建設や既存施設の改修において、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づいた整備基準を遵守するよう、指導・助言を行います。
③道路・交通安全施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全な歩行空間が確保できるように、歩道の拡幅や段差・傾斜の解消、誘導ラインや点字ブロック等、道路施設の維持改良を推進します。 ● 道路標識や案内等において、障がいのある人にわかりやすい色彩やデザインになるよう努めます。 ● 道路・交通安全設備の改善を必要に応じ、引き続き関係機関に要望していきます。
④移動環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋外での移動が困難な障がいのある人に対する移動支援事業を継続的に推進します。 ● 自動車運転免許取得や自動車改造費の助成、通院時におけるガソリン券の支給等、移動・交通にかかる各種助成制度の周知・活用を図ります。 ● すまいるたうんばすとデマンド車の運行により、通所、通院等の利便性を図ります。

(4) 防災対策・緊急時の支援

現状及び課題

近年の大規模災害や感染症拡大等において、障がいのある人の災害時や緊急時の情報伝達や避難体制の構築が重要となっています。災害情報や避難について、障がいのある人に適切に分かりやすく伝える仕組みをつくとともに、避難行動要支援者名簿*に基づく避難支援体制を整備することが必要です。

避難所においては、障がいのある人が安心して生活が送れるよう、個々の特性にあった支援が行える体制の構築が重要となります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により、日常生活や福祉サービス等において大きな影響があったことから、感染症拡大等を想定した緊急時の対応に向けた取り組みが必要です。

今後の方向性	
① 地域における防災・感染症対策に対する支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 豊郷町地域防災計画に基づき、障がいの特性に配慮した適切な防災支援に努めます。 ● 災害の防止や減災を図るため、地震・洪水ハザードマップの活用等によって災害に関する情報提供を図り、防災意識の高揚に努めるとともに、関係機関と連携を図り、広報活動を通じた啓発に取り組みます。 ● 各自治会の行う自主防災活動を支援するとともに、災害に備えた地域の助け合いネットワークづくりに努めます。 ● 民生委員・児童委員や消防署等と連携した防災訓練を通じ、災害時における障がいのある人の課題を整理し、必要な支援体制づくりに努めます。 ● 感染症拡大等の影響による事業所の閉所等から、障がいのある人への支援が途切れることのないよう、関係機関との情報共有等、連携を行う体制を構築します。
② 災害情報を伝える仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災無線等の通信機器の活用をはじめ、情報伝達手段の確保及び向上に努めます。 ● 聴覚・言語障がいのある人等へのFAXの活用、ひとり暮らしの障がいのある人への緊急通報システムやFAX110番等の周知・活用を図るなど、障がいに配慮した情報提供を図ります。
③ 災害時における支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動要支援者名簿に基づき、要支援者情報の把握に努めます。また、自治会、民生委員と情報（名簿）の共有を図るとともに、要支援者一人ひとりの避難支援計画個人表の作成に取り組みます。 ● 災害時における町職員や民生委員・児童委員等による支援体制の構築に努めます。

今後の方向性	
④避難支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人が安心して避難生活を送ることができるよう、必要な設備や物品を整備するとともに、障がいの特性に配慮した環境整備と福祉避難所*の確保を図ります。 ● 医療的ケアが必要な人に対し、医療機関と連携した支援が提供できるよう、引き続き体制の整備に努めます。
⑤地域における防犯体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断能力が十分でない人が犯罪や消費者トラブルに巻き込まれないよう権利擁護の推進を図るとともに、必要に応じて成年後見制度等を活用した支援を進めます。 ● 消費者トラブルについての情報提供を行い、消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。 ● 引き続き彦根警察署や駐在所、自治会等と連携し、安全で安心できるまちづくりを実現するため、地域防犯体制の充実に努めます。

(5) 虐待の防止

現状及び課題

「障害者虐待防止法*」の適正な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、権利侵害の防止や被害の救済を図ることが必要です。障がいのある人の中には、虐待の認識が明確でなかったり、被害を伝えられないことも考えられるため、地域での見守りネットワークの構築が重要となります。

また、虐待を早期に見つけるためにも、広報・啓発活動を通じた「障害者虐待防止法」の周知を行うとともに、民生委員・児童委員をはじめ地域全体で見守り、虐待の兆候を見つけるための意識啓発が必要です。

今後の方向性	
①見守りネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域全体で弱者の見守りが進められるよう見守りネットワークの構築に努めます。
②広報・啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者虐待防止法の周知を図るとともに、虐待防止のための啓発活動を行います。

第 3 部

第 7 期障がい福祉計画

第 3 期障がい児福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

1. 障がい福祉サービスの提供についての考え方

計画において、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤を整備する上で、以下の通り、国の基本指針の見直しを踏まえて作成します。

(1) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
・重度障がい者等への支援に係る記載の拡充 ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
(3) 福祉施設から一般就労への移行等
・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
(4) 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
(5) 発達障がい者等支援の一層の充実
・ペアレントトレーニング*等プログラム実施者養成推進
(6) 地域における相談支援体制の充実強化
・基幹相談支援センターの設置等の推進 ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
(7) 障がい者等に対する虐待の防止
・自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
(8) 「地域共生社会」の実現に向けた取組
・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
(9) 障がい福祉人材の確保・定着
・事務負担の軽減、業務の効率化及び職場環境の整備の推進
(10) よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定
・障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進 ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進
(12) 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
・障がい特性に配慮した意思疎通支援
(13) 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

第2章 本計画期間中の成果目標

1. 令和5（2023）年度までの達成状況

（1）施設入所者の地域生活への移行

目標値	達成状況
令和5(2023)年度末までの施設入所者の地域生活移行者数	
1人	0人
令和5(2023)年度末までの施設入所者の削減数	
1人	0人
令和5(2023)年度末までの県外施設入所者の削減数	
1人	0人

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標		目標値			達成状況		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	1	1	1	1	1	1
保健・医療・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数	人/年	24	24	24	0	24	24
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1	0	0	0

（3）地域生活支援拠点等の整備

目標値	達成状況
地域生活支援拠点等の確保	
湖東圏域(1市4町)で1カ所	湖東圏域(1市4町)で1カ所
機能充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討	
実施	実施

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

目標値	達成状況
令和5(2023)年度に福祉施設から就労移行支援事業等を利用して一般就労への移行者数	
4人	0人
令和5(2023)年度に就労移行支援事業を利用して一般就労への移行者数	
1人	0人
令和5(2023)年度における就労継続支援A型から一般就労への移行者数	
2人	2人
令和5(2023)年度における就労継続支援B型から一般就労への移行者数	
1人	2人

(5) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

①重層的な地域支援体制の構築

目標値	達成状況
療育や相談支援を行う児童発達支援センターの設置	
愛知郡・犬上郡4町で1カ所	愛知郡・犬上郡4町で0カ所

②重症心身障がい児・医療的ケア児等への支援

目標値	達成状況
医療的ケア児者等に関するコーディネーターの配置	
令和5(2023)年度未までに配置	未配置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

活動指標		目標値			達成状況		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
総合的・専門的な相談支援の実施	有無	有	有	有	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	1	2	3	14	28	52
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件/年	5	6	7	35	43	47
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回/年	21	21	21	13	25	10
主に計画相談支援等に従事する相談支援専門員数	人/年	20	21	23	39	42	44

※目標値及び実績値は圏域での数値

(7) 障がい福祉サービスの質の向上

活動指標		目標値			達成状況		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	人/年	1	1	1	1	1	1
障害者自立支援診査支払等システム等で審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	有	有	有	有	有	有
実施回数	回/年	12	12	12	12	12	12

(8) 発達障がい者支援の一層の充実について

活動指標		目標値			達成状況		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	人/年	0	0	0	0	0	1
ペアレントメンターの人数	人/年	0	0	0	0	0	0
ピアサポート活動への参加人数	人/年	0	0	0	0	0	0

2. 令和8（2026）年度末までの目標設定

（1）施設入所者の地域生活への移行

国が示す目標	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4(2022)年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行。 ○令和4(2022)年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。
--------	--

【考え方】

施設入所者の地域生活移行者数について、第6期障がい福祉計画の目標値1人に対して実績値は0人となっています。

令和4（2022）年度末の施設入所者数は6人となっており、1人の削減が必要となります。入所者の事情や家族関係等を考慮し、本町の目標は、1人とします。

実績値		目標値	
令和4(2022)年度末の施設入所者数	6人	令和8(2026)年度末までの施設入所者の地域生活移行者数	1人
		令和8(2026)年度末までの施設入所者の削減数	1人

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国が示す目標	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数（325.3日以上） ○精神病床における1年以上入院患者数 ○退院率：入院後3か月 68.9%以上、入院後6か月 84.5%以上、1年時点：91%以上
--------	---

【考え方】

市町村においては目標の設定は必要ありませんが、引き続き精神障がいのある人を地域で支えるため、湖東圏域の保健医療福祉関係者でネットワークをつくり、長期入院者の地域移行及び地域定着に関する事などについて協議する場を設けています。

活動指標		令和4年(実績値)	令和8年(目標値)
保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域)の設置	カ所	1	1
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	1	1
保健・医療・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数	人/年	24	24
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	0	1

(3) 地域生活支援の充実

国が示す目標	<ul style="list-style-type: none"> ○各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと。 ○強度行動障がい有者に関する支援ニーズの把握、支援体制の整備はすでに実施しており、機能充実のため、引き続き、支援ニーズの把握、支援体制の充実に努めます。
--------	---

【考え方】

コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築については、地域生活支援拠点の面的整備を進める予定となっています。

また、強度行動障がい有者に関する支援ニーズの把握、支援体制の整備はすでに実施しており、機能充実のため、引き続き、支援ニーズの把握、支援体制の充実に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①就労移行支援事業所を通じた一般就労への移行

国が示す目標	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設から一般就労への移行者数を令和3(2021)年度実績の 1.28 倍以上とする。 ○就労移行支援事業から一般就労への移行者数を令和3(2021)年度実績の 1.31 倍以上とする。 ○就労継続支援A型から一般就労への移行者数を令和3(2021)年度実績の 1.29 倍以上とする。 ○就労継続支援B型から一般就労への移行者数を令和3(2021)年度実績の 1.28 倍以上とする。 ○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする。
--------	--

【考え方】

令和3(2021)年度に就労移行支援事業を利用して一般就労した人数は0人となっています。国の基本指針では、その 1.28 倍以上を目標に設定する必要があります。本町では、令和8(2026)年度において1人の一般就労への移行を目標とします。

令和3(2021)年度における就労移行支援事業から一般就労への移行者数は、0人となっています。国の基本指針では、1.31 倍以上増を目標とする必要があります。本町では、令和8(2026)年度末における就労移行支援事業から一般就労への移行者数の目標を1人とします。

令和3(2021)年度における就労継続支援A型から一般就労への移行者数は、0人となっています。国の基本指針では、1.29 倍以上増を目標とする必要があります。本町では、令和8(2026)年度末における就労継続支援A型から一般就労への移行者数の目標を1人とします。

令和3(2021)年度における就労継続支援B型から一般就労への移行者数は0人となっています。国の基本指針では、1.28 倍以上増を目標とする必要があります。本町では、令和8(2026)年度末における就労継続支援B型から一般就労への移行者数は、1人とします。

就労移行率5割以上の就労移行支援事業所の割合については、国の指針で全体の5割以上と定めることになっており、国の指針に基づいて 50%以上をめざします。

実績値		目標値	
令和3(2021)年度に福祉施設から就労移行支援事業等を利用して一般就労へ移行した人数	0人	令和8(2026)年度に福祉施設から就労移行支援事業等を利用して一般就労へ移行する人数	1人
令和3(2021)年度に就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行した人数	0人	令和8(2026)年度に就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行する人数	1人
令和3(2021)年度における就労継続支援A型から一般就労への移行者数	0人	令和8(2026)年度における就労継続支援A型から一般就労への移行者数	1人
令和3(2021)年度における就労継続支援B型から一般就労への移行者数	0人	令和8(2026)年度における就労継続支援B型から一般就労への移行者数	1人

②就労定着支援事業の利用促進

国が示す目標	<ul style="list-style-type: none"> ○就労定着支援事業の利用者数を令和3(2021)年度実績の 1.41 倍以上とする。 ○就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。
--------	---

【考え方】

就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する人に対して、就労定着支援事業所の利用を促進するとともに、引き続き質の向上に向けた取り組みを進めます。

(5) 発達障がい者等に対する支援

国が示す目標	○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）、実施者数(支援者)。 ○ペアレントメンター*の人数。 ○ピアサポート*の活動への参加人数。
--------	---

【考え方】

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポートの活動への参加人数については、必要とされるニーズを把握し、必要に応じて対応できる体制を整えます。

活動指標		令和4年(実績値)	令和8年(目標値)
支援プログラム等の受講者数	人	0	1
支援プログラム等の実施者数	人	0	1
ペアレントメンターの人数	人	0	1
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	1

(6) 障がい児支援の提供体制の整備等

国が示す目標	<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。 ○すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。 ○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。 ○保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
--------	--

【考え方】

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、圏域で利用できる状況にあります。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場については、湖東圏域（1市4町）自立支援協議会を協議の場としています。

活動指標		令和4年(実績値)	令和8年(目標値)
児童発達支援センターの設置	カ所	0	1
障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築	有無	無	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等(市町村または圏域)の設置数	カ所	1	1
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有無	有	有

(7) 相談支援体制の充実・強化等

国が示す目標	<ul style="list-style-type: none"> ○各市町村において、基幹相談支援センターを設置等。 ○協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等。
--------	--

【考え方】

相談支援体制の充実・強化は、湖東圏域内の基幹相談支援事業所を中心とした実施体制の確保を目指します。

人材育成に関しては、各種相談支援専門員研修の受講や湖東地域障害者自立支援協議会による研修の開催、圏域連絡会への参加や町の福祉部門との連携等を通じて相談支援体制の充実・強化を図ります。

(8) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国が示す目標 ○各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築する。

【考え方】

県や専門機関が実施する障がい福祉サービス等に係る研修へ適宜参加し、職員の資質の向上に努めます。また、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果については、必要に応じて事業所や関係自治体と連携を取り合い、共有を行っているため、引き続きこの体制を継続していきます。

活動指標		令和4年(実績値)	令和8年(目標値)
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	人/年	1	1
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	有無	有	有
	回/年	12	12

第3章 本計画における見込量と整備方針

1. 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

サービス名	対象となる人	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害支援区分1以上。 通院等介助については、障害支援区分2以上で、かつ「歩行」「移乗」「移動」は「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」、「排尿」「排便」は「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」のいずれか1つ以上に認定。	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	障害支援区分が4以上。 かつ、二肢以上に麻痺等があるもので「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれにおいても「支援が不要」以外。または、認定調査項目で行動関連項目等の合計点数が10点以上。	重度の肢体不自由者等を対象に、居宅における介護から外出時の移動中の介護及び生活等に関する相談等を総合的に行います。
行動援護	障害支援区分3以上。 認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上。	知的・精神障がいにより行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護等必要な援助を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等で、同行援護アセスメント調査票により「視力障がい」「視野障がい」「夜盲」のいずれかが1点以上で、「移動障がい」の点数が1点以上。	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がいのある人等に対して、外出移動における必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護等、必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	障害支援区分6で、意思疎通に著しい困難を有する者。四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にあり、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある人または最重度の知的障がいのある人。行動関連項目等の合計10点以上。	重度の障がい者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

■第6期計画における実績

(月平均)

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
居宅介護	人	計画値	29	31	34
	時間		505	539	592
	人	実績値	34	36	35
	時間		524	502	572
重度訪問介護	人	計画値	1	1	1
	時間		7	7	7
	人	実績値	0	0	0
	時間		0	0	0
行動援護	人	計画値	4	4	5
	時間		318	318	397
	人	実績値	3	4	3
	時間		337	373	360
同行援護	人	計画値	5	5	5
	時間		181	181	181
	人	実績値	4	5	5
	時間		198	223	222
重度障害者等包括支援	人	計画値	0	0	0
	時間		0	0	0
	人	実績値	0	0	0
	時間		0	0	0

■本計画における見込量

(月平均)

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人	36	37	38
	時間	588	605	621
重度訪問介護	人	1	1	1
	時間	7	7	7
行動援護	人	3	3	4
	時間	360	360	375
同行援護	人	5	5	5
	時間	240	240	240
重度障害者等包括支援	人	0	0	0
	時間	0	0	0

【見込量達成のための方策】

居宅介護は、年々ニーズが増加しており、必要量を提供できる体制の充実に努めます。

重度訪問介護、行動援護、同行援護も利用実績があり、引き続き提供体制の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	対象となる人	内容
生活介護	障害支援区分3(障害者支援施設に入所する場合は区分4)以上。50歳以上の場合は区分2(障がい者施設に入所する場合は区分3)以上。生活介護と施設入所支援の利用の組み合わせを希望する方で区分4(50歳以上では区分3)より低い方。	常時介護を要する障がいのある人を対象とした、主として日中に障害者支援施設等で行われる、日常生活の支援や、創作的活動または生産活動の機会の提供等、身体機能または生活能力の向上のために必要な支援を行います。
自立訓練 (機能訓練)	入所施設・病院を退所・退院した方で地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な方。特別支援学校を卒業した方で地域生活を営む上で身体機能の維持・回復等の支援が必要な方。	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力の向上のための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	入所施設・病院を退所した方で地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方。特別支援学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方で、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等の支援が必要な方。	障害者支援施設やサービス事業所において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な支援を行います。
宿泊型 自立訓練	自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している方で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後の生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障がいのある人・精神障がいのある人。	知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、居室その他の設備を利用してもらうとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

サービス名	対象となる人	内容
就労移行支援	就労を希望する方で、単独で就労が困難なため就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介やその他の支援が必要な65歳未満の方。あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許または灸師免許を取得することにより就労を希望する方。	就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を提供します。
就労継続支援A型	就労移行支援事業を利用したが、一般就労に結びつかなかった方。特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、一般就労に結びつかなかった方。就労経験のある人で、現在は就労していない方。	通常の事業所への雇用が困難な障がいのある人を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を提供します。(雇用型)
就労継続支援B型	就労経験がある人で年齢や体力の面で一般就労が困難な人。50歳に達している方または障害基礎年金1級受給者。就労移行支援事業者等によるアセスメントにより就労面の課題が把握されている人。施設入所者は市町村が必要と認めた人。	通常の事業所への雇用が困難な障がいのある人を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を提供します。(非雇用型)
就労定着支援	就労移行支援等の利用後に一般就労し、就労継続期間が6カ月を経過した方。	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。
療養介護	筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う呼吸管理を行っている方で、障害支援区分6の方。筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者で障害支援区分5以上の方等。	医療が必要な人に対して、病院等で日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上の援助を行います。
短期入所	福祉型は区分1以上。 医療型は遷延性意識障がいのある人や児童、ALS等の疾患のある人及び重症心身障がいのある人や児童。	介護者の病気等によって短期間の入所が必要な人に対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護を行います。

■第6期計画における実績

(月平均)

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
生活介護	人	計画値	22	23	24
	人日		414	432	451
	人	実績値	22	23	23
	人日		478	507	460
自立訓練(機能訓練)	人	計画値	0	0	0
	人日		0	0	0
	人	実績値	0	0	0
	人日		0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人	計画値	1	1	1
	人日		14	14	14
	人	実績値	1	0	1
	人日		6	0	1
宿泊型自立訓練	人	計画値	1	1	1
	人日		6	6	6
	人	実績値	0	0	0
	人日		0	0	0
就労移行支援	人	計画値	1	1	1
	人日		20	20	20
	人	実績値	3	2	1
	人日		13	5	5
就労継続支援A型	人	計画値	6	6	6
	人日		96	96	96
	人	実績値	4	10	10
	人日		42	90	100
就労継続支援B型	人	計画値	30	31	32
	人日		525	542	560
	人	実績値	30	33	34
	人日		490	522	578
就労定着支援	人	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0
療養介護	人	計画値	3	3	3
		実績値	3	3	3

サービス名		単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
短期入所	医療型	人	計画値	1	1	1
		人日		5	5	5
		人	実績値	2	4	4
		人日		12	23	14
	福祉型	人	計画値	5	5	5
		人日		25	25	25
		人	実績値	1	0	0
		人日		1	0	0

■本計画における見込量

(月平均)

サービス名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人	24	25	26	
	人日	529	551	573	
自立訓練(機能訓練)	人	0	0	0	
	人日	0	0	0	
自立訓練(生活訓練)	人	1	1	1	
	人日	14	14	14	
宿泊型自立訓練	人	1	1	1	
	人日	6	6	6	
就労移行支援	人	2	2	3	
	人日	10	10	15	
就労継続支援A型	人	12	14	16	
	人日	112	175	201	
就労継続支援B型	人	36	38	40	
	人日	612	646	680	
就労定着支援	人	0	0	1	
療養介護	人	3	3	3	
短期入所	医療型	人	4	4	4
		人日	16	18	20
	福祉型	人	1	1	1
		人日	5	5	5

【見込量達成のための方策】

生活介護は、特定支援学校卒業生の日中活動の場として、一定のニーズを見込んでいます。生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、B型についても利用実績があり、今後も利用できる体制の確保に努めます。

就労定着支援については、利用を促進します。

短期入所は、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響で受け入れができない状況のため利用が減少していますが、例年同様の利用ができるように努めます。

（3）居住系サービス

サービス名	対象となる人	内容
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人。身体障がいのある人は、65歳未満または65歳までに障がい福祉サービスを利用したことがある人。	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	生活介護を受けている障害支援区分4以上の方。自立訓練または就労移行支援や就労継続支援B型の利用者が入所しながら訓練をすることが必要かつ効果的な人。	障害者支援施設に入所する人を対象として、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行し、理解力や生活力等に不安がある人。一人暮らしをしている方または、家族と同居していても家族による支援が見込めない方で自立生活援助による支援が必要な人。	一人暮らしをする障がいのある人に対し、定期的な巡回訪問や相談対応等により、必要な情報の提供や助言、相談に応じるなど、自立した日常生活に必要な援助を行います。

■第6期計画における実績

(月平均)

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
共同生活援助	人	計画値	10	10	12
		実績値	11	11	13
うち、精神障がい者		計画値	4	4	4
		実績値	3	4	6
施設入所支援	人	計画値	9	9	8
		実績値	9	7	6
自立生活援助	人	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0
うち、精神障がい者		計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0

■本計画における見込量

(月平均)

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人	14	14	15
うち、精神障がい者	人	7	8	9
施設入所支援	人	6	5	5
自立生活援助	人	0	0	1
うち、精神障がい者	人	0	0	1

【見込量達成のための方策】

共同生活援助は、家族の高齢化の中でニーズが見込まれます。

施設入所支援は、令和5（2023）年度の目標を踏まえて、1人の減少を目指します。

自立生活援助は、湖東圏域において事業を確保できるよう、働きかけます。

(4) 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

■第6期計画における実績

(実人数・月平均)

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
計画相談支援	人/月	計画値	33	35	37
		実績値	29	31	32
地域移行支援	人/月	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0
		うち、精神障がい者 計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0
地域定着支援	人/月	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0
		うち、精神障がい者 計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0

■本計画における見込量

(月平均)

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	33	35	37
地域移行支援	人/月	0	0	1
うち、精神障がい者	人/月	0	0	1
地域定着支援	人/月	0	0	1
うち、精神障がい者	人/月	0	0	1

【見込量達成のための方策】

障がい福祉サービスの利用が年々増加しており、適切なサービス利用計画を作成できるよう、相談員の確保に努めます。

2. 地域生活支援事業の実績と見込量

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修及び啓発を通じて地域社会への働きかけを行います。

■第6期計画における実績

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	計画値	有	有	有
		実績値	無	有	有

■本計画における見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

【見込量達成のための方策】

国の補助金事業としては実施していませんが、「障害者週間」や「人権週間」等の機会に障がいのある人についての啓発活動を実施しています。湖東圏域でも、「障害理解を深めるための講演会」を実施しており、今後も継続的に実施していきます。

②自発的活動支援事業

サービス名	内容
自発的活動支援事業	共生社会の実現に向け、家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、障がい者(児)やその家族、地域住民等が自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等)に対する支援方策を検討・実施します。

■第6期計画における実績

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
自発的活動支援事業	実施の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有

■本計画における見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量達成のための方策】

国の補助事業としては実施していませんが、避難行動要支援者名簿を活用した災害訓練を実施しており、本人・家族の交流会等についても継続的に進めます。

③相談支援事業

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な一般的な相談(障害者相談支援事業)を行います。
基幹相談支援センター	障がいのある人の自立支援を目的とした総合的・専門的な相談窓口となるセンターです。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、専門的な相談支援に対応できるような、特に必要と認められる能力を有する専門的職員(社会福祉士・保健師・精神保健福祉士等)を配置するほか、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を行います。
住宅入居等支援事業	公営住宅や賃貸住宅に保証人がいないなどの理由で入居困難な障がいのある人に、入居への支援、家主等への相談、助言を行います。

■第6期計画における実績

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
障害者相談支援事業	力所	計画値	7	8	8
		実績値	14	14	17
基幹相談支援センター	設置の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	計画値	検討	検討	検討
		実績値	無	無	無

■本計画における見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	力所	17	19	19
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	検討	検討	検討

【見込量達成のための方策】

障害者相談支援事業については、7力所で実施していますが、ニーズが年々増加しており、身近な場所で相談ができる体制の充実に努めます。

基幹相談支援センターについては、社会福祉法人とよさと「ステップアップ 21」に委託しています。相談機能の充実・強化を図るため、必要な人員を確保し、障がいのある人の地域生活を支援できる体制の充実に取り組みます。

住宅入居等支援事業については、必要に応じて提供できるよう、ニーズの把握に努めます。

④成年後見制度利用支援事業

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費や後見人の報酬の一部を助成します。

■第6期計画における実績

(年間)

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
成年後見制度利用 支援事業	件	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0

■本計画における見込量

(年間)

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用 支援事業	件	1	1	1

【見込量達成のための方策】

成年後見制度利用支援事業の利用実績はありませんが、必要に応じて利用できる体制は確保しています。障がいのある人の実情等の把握に努め、成年後見制度のあり方について検討します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	内容
成年後見制度法人 後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

■第6期計画における実績

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の 有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有

■本計画における見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の 有無	有	有	有

【見込量達成のための方策】

令和3年度（2021年度）に1市4町（彦根・愛荘・豊郷・甲良・多賀）で設置する彦愛犬権利擁護サポートセンターを中核機関とし、成年後見制度の利用促進に向けて取り組みます。関係機関と連携し、適切な利用や相談ができる体制づくりを継続して進めます。

⑥意思疎通支援事業

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳、要約筆記の方法により、障がい者とその他の人の意思疎通を仲介する奉仕員等の派遣等を行い意思疎通の円滑化を図ります。

■第6期計画における実績

(年間)

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
手話通訳者派遣	件	計画値	20	20	20
		実績値	6	22	8
要約筆記者派遣	件	計画値	10	10	10
		実績値	6	10	1

■本計画における見込量

(年間)

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣	件	10	15	20
要約筆記者派遣	件	10	10	10

【見込量達成のための方策】

障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、引き続きニーズに応えられるよう、提供体制の確保に努めます。

⑦日常生活用具給付等事業

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	重度障がい者(児)に対し、日常生活の便宜を図るため、以下の自立支援生活用具等日常生活用具の給付を行います。
日常生活用具給付等事業の内容	
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等障がい者(児)の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子等。
自立生活支援用具	障がい者(児)の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計等の、障がい者(児)の在宅療養等を支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の、障がい者(児)の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具等の障がい者(児)の排せつ管理を支援する衛生用品。
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	障がい者(児)の居宅生活活動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

■第6期計画における実績

(年間)

サービス名	単位				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	
介護・訓練支援用具	件	計画値	3	3	3
		実績値	3	1	1
自立生活支援用具	件	計画値	3	3	3
		実績値	0	3	2
在宅療養等支援用具	件	計画値	3	3	3
		実績値	1	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	計画値	4	4	4
		実績値	0	4	2
排せつ管理支援用具	件	計画値	275	280	285
		実績値	272	285	197
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	計画値	1	1	1
		実績値	2	1	0

■本計画における見込量

(年間)

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	3	3	3
自立生活支援用具	件	3	3	3
在宅療養等支援用具	件	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件	4	4	4
排せつ管理支援用具	件	290	295	300
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	2

【見込量達成のための方策】

排せつ管理支援用具の利用は、増加傾向にあります。今後も利用増を見込んで計画値を設定します。そのほかの日常生活支援用具については、一定のニーズに応えられるよう体制づくりを進めます。

⑧移動支援事業

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者(児)について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

■第6期計画における実績

(実人数/年間延べ利用時間)

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
移動支援事業	人	計画値	21	22	23
		実績値	21	25	25
	時間	計画値	1,045	1,100	1,150
		実績値	1,297	1,355	705

■本計画における見込量

(実人数/年間延べ利用時間)

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人	27	28	29
	時間	1,455	1,512	1,571

【見込量達成のための方策】

新型コロナウイルス感染防止対策のため、令和2（2020）年度の実績は減少しましたが、障がいのある人の外出を支援するため、引き続きニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

⑨地域活動支援センター

サービス名	内容
地域活動支援センター	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターについてⅠ～Ⅲ型の類型を設けて実施し、活動の充実を図ります。

■第6期計画における実績

(年間)

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
地域活動支援センター	カ所	計画値	3	3	3
		実績値	2	2	2
地域活動支援センター機能強化事業	カ所	計画値	2	2	2
		実績値	2	2	2

■本計画における見込量

(年間)

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	カ所	3	3	3
地域活動支援センター機能強化事業	カ所	3	3	3

【見込量達成のための方策】

地域活動支援センターⅠ型事業は、湖東圏域1市4町の共同事業として、「ステップアップ21」と「まな」に委託しています。Ⅱ型事業は、生活介護の対象とならない人の日常生活の場として、「ステップアップ21」に委託しています。さらに充実できるよう、努めていきます。

(2) 任意事業

①日中一時支援事業

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を一時的に確保することにより日常生活を支援します。

■第6期計画における実績

(実人数/年間延べ利用日数)

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
日中一時支援事業	人	計画値	10	11	12
		実績値	12	15	13
	日数	計画値	1,220	1,342	1,464
		実績値	1,353	1,113	903

■本計画における見込量

(実人数/年間延べ利用日数)

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人	14	15	16
	日数	1,038	1,194	1,373

【見込量達成のための方策】

令和2年度(2020年度)から新たに日中一時支援事業を始めた事業所があり、利用日数が増えています。今後も継続的な利用が見込まれるため、日中活動の場としての提供体制の確保と充実に努めます。

②訪問入浴サービス事業

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	身体に障がいのある人の地域生活を支援するため、居宅を訪問し、入浴サービスを提供します。

■第6期計画における実績

(実人数/年間延べ利用日数)

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
訪問入浴サービス事業	人	計画値	2	2	2
		実績値	2	2	3
	日数	計画値	65	65	65
		実績値	133	127	78

■本計画における見込量

(実人数/年間延べ利用日数)

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人	3	3	3
	日数	90	104	120

【見込量達成のための方策】

通所による入浴が困難な重度の障がいのある人の在宅生活を支援するため、利用できる体制を確保します。

3. 障がい児福祉サービスの実績と見込量

(1) 障がい福祉サービス

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	通常の児童発達支援に加え、治療を行います。(令和6(2024)年度より児童発達支援と統合されます。)
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施したり、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中(または利用予定)の障がいのある児童が、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対して集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
福祉型障害児入所施設	障害児入所施設に入所する障がいのある児童に対して、保護及び日常生活の指導と知識技能の付与を行います。
医療型障害児入所施設	障害児入所施設または指定医療機関に入所する障がいのある児童に対して、保護、日常生活の指導、知識技能の付与及び治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がいのある児童に、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がいのある児童(医療的ケア児)が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制づくりを進めます。

■第6期計画における実績

(月平均利用人数、月平均利用日数)

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
児童発達支援	人	計画値	3	3	3
	人日		23	23	23
	人	実績値	5	3	3
	人日		37	35	36
医療型児童発達支援	人	計画値	0	0	0
	時間		0	0	0
	人	実績値	0	0	0
	人日		0	0	0
放課後等デイサービス	人	計画値	16	17	19
	人日		217	240	262
	人	実績値	15	18	19
	人日		217	291	297
保育所等訪問支援	人	計画値	1	1	1
	人日		1	1	1
	人	実績値	0	0	2
	人日		0	0	18
居宅訪問型児童発達支援	人	計画値	0	0	1
	人日		0	0	8
	人	実績値	0	0	0
	人日		0	0	0
福祉型障害児入所施設	人	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0
医療型障害児入所施設	人	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0
障害児相談支援	人	計画値	8	10	12
		実績値	7	7	10
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーターの 配置人数	人	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0

■本計画における見込量

(月平均利用人数、月平均利用日数)

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人	3	4	4
	人日	37	38	38
放課後等デイサービス	人	21	24	27
	人日	315	360	405
保育所等訪問支援	人	2	2	2
	人日	18	18	18
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	1
	人日	0	0	8
福祉型障害児入所施設	人	0	0	1
医療型障害児入所施設	人	0	0	1
障害児相談支援	人	8	9	10
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	1

【見込量達成のための方策】

放課後等デイサービスのニーズは増加しており、本町と近隣自治体の事業所等で利用できる体制の確保に努めます。

保育所等訪問支援については、愛犬つくし教室（湖東広域衛生管理組合）において、愛知郡・犬上郡4町で実施する療育教室で提供できる体制を確保しています。

医療的ケア児の支援については、湖東圏域1市4町の自立支援協議会で協議をしています。

4. 町独自の事業

(1) 豊郷町障害者生活支援事業

サービス名	内容
豊郷町障害者生活支援事業	町内に在住する障がいのある人に対し、在宅福祉サービスの利用補助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、日常生活相談、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、地域における障がいのある人やその家族の生活を支援し、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ります。 (1)いきいきサロン (2)相談事業 (3)各種団体及び共催事業への支援及び指導・育成 (4)支援区分認定調査への同行 (5)情報の発信・住民周知・啓発活動
豊郷町障害者等通院費助成事業	障がいのある人の通院のための交通費及び燃料費の一部を助成することにより、生活の負担軽減を図ります。
豊郷町障害者(児)インフルエンザ予防接種助成事業	障がいのある人のインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

■第6期計画における実績

(年間実利用人数)

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
いきいきサロン	人	計画値	14	14	14
		実績値	359	375	223
障害者等通院費助成事業	人	計画値	150	150	150
		実績値	160	168	162
インフルエンザ予防接種助成事業	人	計画値	80	80	80
		実績値	70	67	37

■本計画における見込量

(年間実利用人数)

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
いきいきサロン	人	230	240	250
障害者等通院費助成事業	人	170	176	182
インフルエンザ予防接種助成事業	人	60	60	60

【見込量達成のための方策】

平成 30（2018）年度から、障がいのある人及び児童のインフルエンザ予防接種費用の助成事業を開始しました。障がいのある人の健康を守り、生活を支援する事業を継続します。

（２）高齢障がい者に対する課題等について協議の場の設置

高齢障がい者に対する課題等について協議の場の設置について、湖東圏域 1 市 4 町による協議の場の設置について検討を進めます。

（３）権利擁護事業の実施（成年後見制度利用促進基本計画）

彦愛犬権利擁護サポートセンターを中核機関とし、成年後見制度の利用促進を図るため、以下の内容に取り組みます。

- ・権利擁護に関する知識や理解の普及啓発を行います。
- ・成年後見制度利用についての相談機会を充実します。
- ・家庭裁判所が適切な後見人を選任できるように受任者調整等の支援を行います。
- ・地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行が望ましい方には豊郷町社会福祉協議会や関係機関と連携し、円滑な移行を進めます。
- ・成年後見人が相談できる支援体制を整備します。

その他、本町では成年後見町長申立てや成年後見人報酬助成を行います。

5. 県からの受託事業

医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業

サービス名	内容
医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業	滋賀県立特別支援学校に在籍し、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒の保護者による登下校時の送迎負担の軽減を図ります。

令和 2（2020）年度から医療的ケア児の登下校時の自宅と学校間の送迎（看護師を同乗させて行うものに限る。）を保護者に代わって行う事業が開始されています。

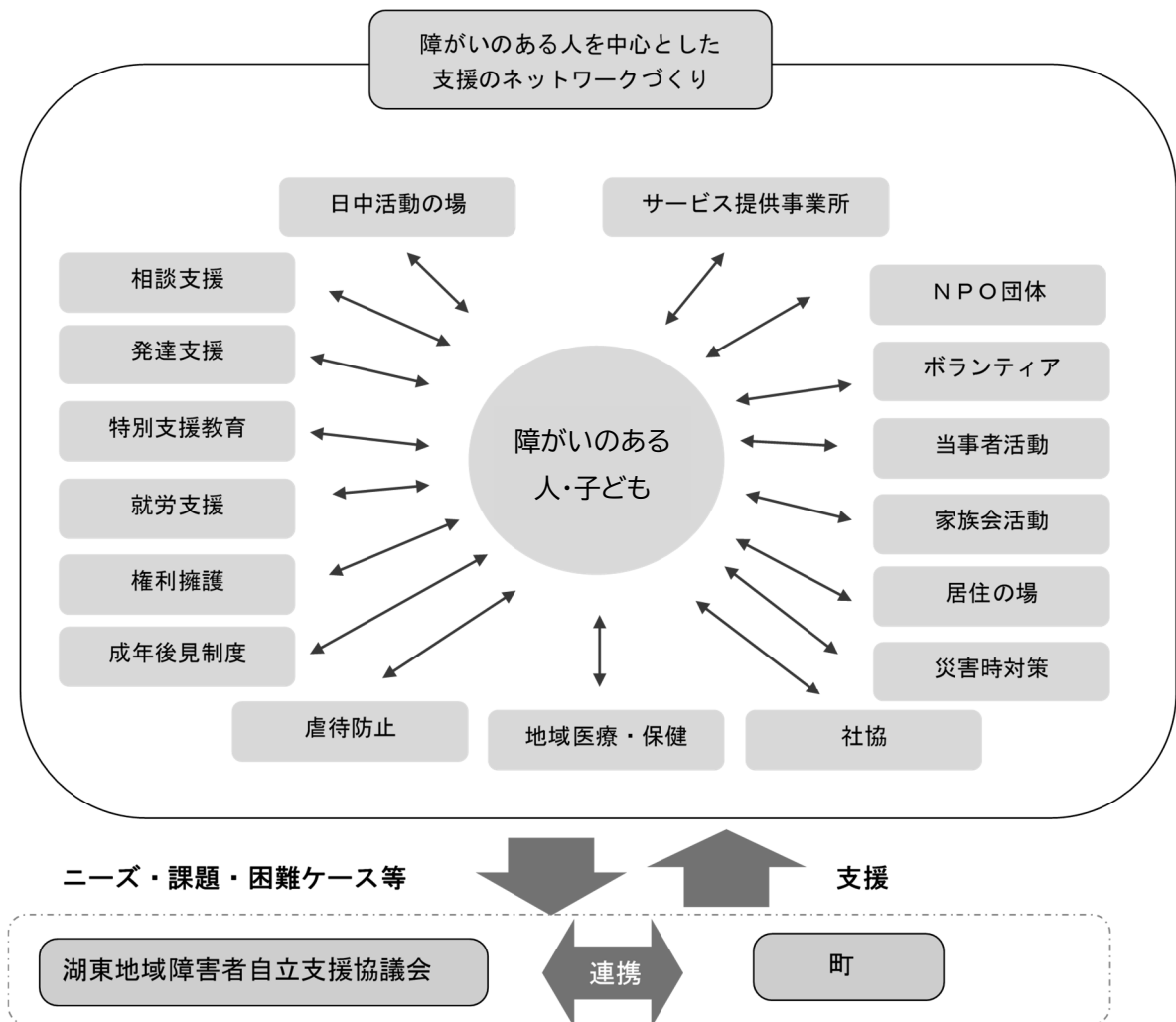
第4章 計画の推進にあたって

1. 計画の総合的な推進体制

あらゆる障がいのある人が生涯にわたって安心して暮らし、余暇活動や就労をはじめ社会参加できるよう、広く住民の理解と協力を得ながら、一人ひとりのニーズに応じたサービスの提供を図ります。

また、地域社会を構成する町民やNPO団体、ボランティア、障がい当事者団体、サービス提供者、企業、社会福祉協議会、行政等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携強化できる仕組みづくりをいっそう推進しながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

さらに、湖東圏域全体での取り組みを視野に入れて、湖東地域障害者自立支援協議会を中心に地域の関係機関の連携を図り、本計画の推進に必要な事項の協議や検討を行うとともに、事業等の円滑な実施を推進します。



2. 計画の進行管理

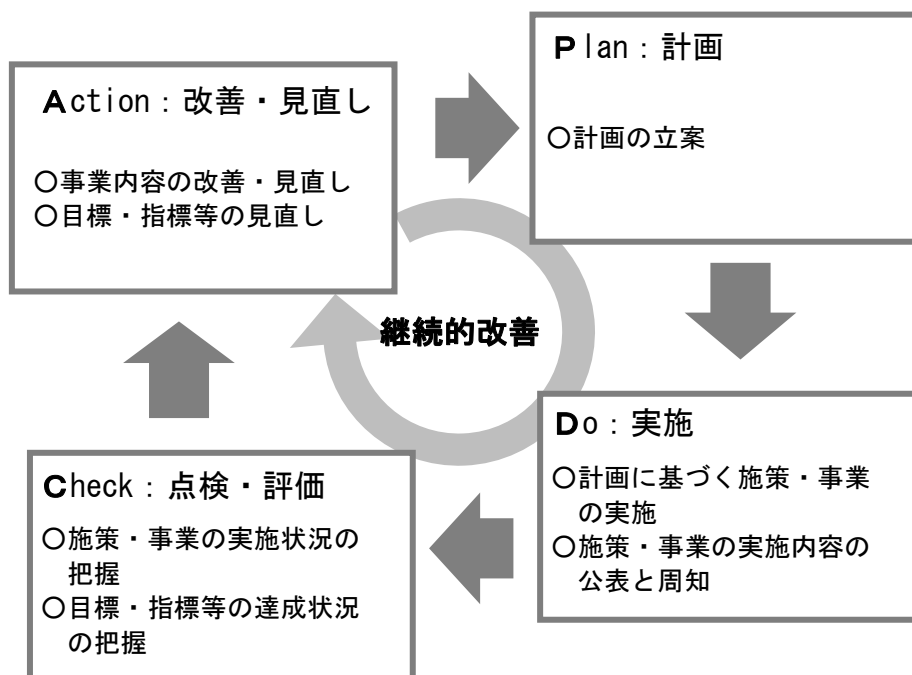
各年度において、サービス提供状況や地域生活への移行、一般就労への移行の達成状況の点検・評価等進行管理について、行政内部で検討を行うとともに、豊郷町障害者福祉計画等策定委員会で審議します。また、サービス見込量確保のための方策についても審議します。

また、湖東地域障害者自立支援協議会においても、状況分析や課題、対応策等の協議結果を定期的に確認し、計画の推進につなげます。

◇PDCAサイクル

- ・少なくとも年に1回は、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じます。
- ・中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表するよう努めます。

■PDCAサイクルのイメージ図



資料編

1. 用語集

	用語	説明
あ行	アクセシビリティ	情報やサービス、ソフトウェア等が、どの程度広汎な人に利用可能であることを表す用語。利用のしやすさ。
	医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。全国に2万人いるとされる。
	NPO (NPO法人)	Non Profit Organizationの略で民間非営利組織をいう。狭義では、「特定非営利活動促進法」に基づき都道府県知事または内閣総理大臣の認証を受けたNPO法人(特定非営利活動法人)をいう。
か行	強度行動障がい	直接的他害(かみつき、頭つき等)や間接的他害(睡眠の乱れ、同一性の保持)、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現し、養育環境では著しく処遇の困難なものをいう。
	高次脳機能障がい	脳が部分的に損傷を受け、脳機能に何らかの障がいが生じている状態。高次脳機能障害は、一般的には脳の損傷によって引き起こされる認知障がいと定義される。記憶障がいや失語症、遂行機能障がいといった障がいが含まれ、発する症状は脳が損傷を受けた部分によって異なる。
	合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化等、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。
さ行	社会的障壁	障がいのある人にとって日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のものをいう。
	障害者基本法	障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和45(1970)年に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成5(1993)年に「障害者基本法」として全面的に改正された。また、平成16(2004)年、平成23(2011)年に一部改正が行われている。
	障害者虐待防止法	「障害者虐待防止法」の対象となる障がい者は、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、その他心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とされている。障害者手帳を取得していない場合も含まれる。具体的には、「身体的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」「心理的虐待」「放棄・放任」の虐待が挙げられる。
	障害者総合支援法	「障害者自立支援法」の一部が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(通称「障害者総合支援法」)に改題されたもの。
	障害者の権利に関する条約	平成18(2006)年12月、国連総会において採択され、障がいのある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がいのある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとることなどを定めている。

	用語	説明
さ行	成年後見制度	認知症や障がいにより判断能力が十分でなく、財産管理や契約を自ら行うことができない人を保護し、支援する制度。親族等（身寄りがいない場合は市町村）の申し立てにより家庭裁判所が判断能力の程度に合わせて後見人等（後見人・保佐人・補助人）を選任する法定後見制度と、将来、判断能力が十分でない状態になった場合に備えて、判断能力があるうちに自らが選んだ代理人と公正証書により身上監護や財産管理についての契約を結んでおく任意後見制度がある。
た行	地域包括ケア	障がいや加齢、疾病を起因として、生活に支援を要するようになったとしても住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活をできる限り続けられるよう、その人が必要とする支援に対応し、様々なサービスを継続的・包括的に提供していくもの。 介護保険においては、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるケアシステムの構築が進められている。
な行	ネットワーク	様々な機関や団体、組織、個人等が相互に連携することにより新たな仕組みを生み出し、課題解決に役立つ機能を発揮する状態をいう。また、そのようなことをめざした、社会的・組織的つながりのこと。
は行	発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。
	バリアフリー	もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障がいのある人だけではなく、すべての人にとって日常生活の中に存在する様々な（物理的、制度的、心理的）障壁を除去するという意味合いで用いられる。
	ピアサポート	同じような立場の人による対等なサポートを意味する。同じような障がいを持つ人やその家族等が相談相手となり、助言や支援を行う活動のこと。
	避難行動要支援者名簿	高齢者、障がいのある人、乳幼児等のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人（避難行動要支援者）の名簿をいう。「災害対策基本法」の一部改正（平成 25（2013）年 6 月）により、自治体による作成を義務づけること等が規定された。
	福祉避難所	災害時に高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児等、一般的な避難所では生活に支障をきたす人を受け入れてケアする避難所。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定する。民間施設の場合は事前に協定を結ぶ。
	ペアレントトレーニング	発達障がいの子どもの持つ親同士が子育ての悩みを語ったり、それぞれの子どもに応じた具体的な関わり方や環境調整の工夫を学んだり、子どもとともに成長していく場。
	ペアレント・メンター	発達障がいのある子どもを育てた経験のある親であり、同じ親の立場で相談相手になれる人をいう。
ま行	民生委員児童委員	民生委員法により、住民の立場に立って生活上の相談に応じ、必要な援助を行う支援者として市町村に配置され、都道府県知事の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱する任期 3 年の職。児童福祉法の児童委員をかね、地域住民の福祉の増進を図る重要な役割を担っている。
や行	ユニバーサルデザイン	高齢であることや障がいの有無等に関わらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインすること。
ら行	リハビリテーション	障がいのある人が社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練。身体的機能回復訓練、精神的・職業的な復帰訓練も含まれる。

2. 豊郷町障害福祉計画等策定委員会設置要綱

(平成 20 年 10 月 10 日告示第 42 号)

改正

平成 25 年 3 月 12 日告示第 11 号

(設置)

第 1 条 町が行う障害者の福祉に関する基本的な施策の計画を策定するにあたり、関係団体等から意見を聴取し、審議するため豊郷町障害者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 9 条第 3 項の規定に基づく障害者計画策定に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条の規定に基づく障害福祉計画策定に関すること。
- (3) その他前条の設置目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第 3 条 委員会は、8 人以内の委員をもって構成し、次の各号に掲げる区分に従い、これを代表する者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健・医療・福祉・就労・教育に関し学識経験を有する者
- (2) 障害者団体の代表
- (3) 障害福祉サービス事業に従事する者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱または任命した日から翌年の 3 月 31 日までとする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第 5 条 委員会に委員長および副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 委員長は、議事に関して必要があると認める場合は、関係者の出席を求めて、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月12日告示第11号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

3. 策定経過

日時	内容
令和4年（2022年）11月25日（金）～ 令和4年（2022年）12月9日（金）	障がいのある人の福祉に関するアンケート調査
令和5年（2023年）4月	団体ヒアリング調査
令和5年（2023年）7月7日（金）	第1回豊郷町障害者福祉計画策定委員会 ○委員長・副委員長の選任 ○計画策定の趣旨 ○豊郷町の障がいのある人の現状 ○アンケート調査結果の報告 ○今後のスケジュール
令和6年（2024年）1月22日（月）	第2回豊郷町障害者福祉計画策定委員会 ○豊郷町第4次障がい者基本計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画素案について
令和6年（2024年）2月22日（木） ※書面で実施	第3回豊郷町障害者福祉計画策定委員会 ○豊郷町第4次障がい者基本計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画素案について

4. 豊郷町障害福祉計画等策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

所属団体等	部門	氏名
社会福祉法人あすなろ福社会	障害福祉サービス事業に従事する者	◎ 浅居 孝
豊郷町身体障がい者更生会	地元団体 身体	○ 北川 誠
滋賀県立甲良養護学校	児童関係	矢守 寿貴
社会福祉法人とよさと	地元サービス事業者 相談事業所	大塚 ひろみ
働き・暮らしコトー支援センター	就労関係	森本 義彦
社会福祉法人青い鳥会	重症心身障がい児・者	大森 陽子
豊郷町手をつなぐ育成会	地元団体 療育	小松 喜久枝
彦根保健所	医療・保健関係	森下 詩織

◎委員長 ○副委員長

豊郷町
第4次障がい者基本計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画
令和6年(2024年)3月

豊郷町 保健福祉課
〒529-1169 滋賀県犬上郡豊郷町石畑 375 番地
TEL:0749-35-8116 FAX:0749-35-4588